

令和7年度

事業報告書

学校法人 東京歯科大学

目 次

1. 法 人 の 概 要	1
2. 事 業 の 概 要	6
(1) 当該年度の主な事業の概要	6
(2) 中期的な計画の概要及び進捗状況	9
(3) 教育研究の概要	20
(4) 管理運営の概要	44
(5) その他取り組みの概要	58
3. 財 務 の 概 要	62
4. 学校法人の業務の適正を確保するための 体制の整備及び運用状況の概要	73

令和7年度事業報告書

1. 法人の概要

(1) 基本情報

①法人の名称・・・学校法人東京歯科大学

②主たる事務所

住所	東京都千代田区神田三崎町2—9—18		
電話番号	03-5275-1582	FAX 番号	03-3262-3216
ホームページアドレス	https://www.tdc.ac.jp/		

(2) 建学の精神

【建学の精神】

本法人は1890年の高山歯科医学院の創立に始まり、本邦最初の歯科医学教育機関として、新しい知識と技術を学生に教授し、国民の歯科医療を支える歯科医学の発展に寄与してきた。

「歯科医師たる前に人間たれ」という「ヒューマニズム」を尊重した教育理念を建学の精神とし、歯科医師としての知識や技術だけでなく、社会性を身につけ、人間的に優れた良識豊かな歯科医師を養成する歯科大学であり続けている。19世紀から21世紀へと3世紀に亘り、培ってきた確かな実績は常にわが国の歯科医学・歯科医療を牽引し、最新の医療を提供することで、歯科医学教育機関としての使命を実践している。

【将来に向けてのビジョン】

学校法人東京歯科大学は、将来に向けてのビジョンとして「第2期中期計画(2025年～2031年)」を策定し、全体、教育、研究、医療、国際化を重点目標に掲げ、この実現のため、財政基盤の安定を図っている。

教育においては、多様性が求められる時代の新たな医療に対応できる医療人材の育成を目指した学生教育の支援システムを強化するため、デジタルトランスフォーメーション(DX)の技術を活用した実践的な教育プランを構築するとともに、Society5.0の時代に適応した持続可能な社会に向け、口腔機能の向上による健康寿命の延伸を目指した歯学研究力の強化やグローバルリーダーの育成を行い、歯科医学・歯科医療の更なる発展に貢献する。

法人運営においては、大学全体の将来ビジョンを示した上で、近未来の成長戦略としての第2期中期計画を策定し、その実現に向けたアクションプランの検討と併せて、業務の効率化、省力化を図り、働き方改革を推進し、私立学校法改正に伴う寄附行為の改正、内部統制システムの整備を実施する中でガバナンス体制の見直しを行い大学全般の機能強化を行う。

附属病院においては、水道橋病院は、最先端の高次歯科医療の拠点病院として、専門歯科医の育成を更に推進するとともに、各医療機関との連携を図る。千葉歯科医療センターは、臨床研修歯科医の育成を基本方針とする教育施設として、地域医療に根ざした効率の良い診療を実践する。市川総合病院は、令和8(2026)年度より国際医療福祉大学の運営となったが、東京歯科大学のスタッフが、同病院の歯科・口腔外科および口腔がんセンターにおいて、これまで築いてきた診療体制を継続し、教育・研究・診療に取り組んでいく。これらの施設がそれぞれの特徴を生かし一体となり、東京歯科大学・東京歯科大学短期大学ならではの質の高い教育と優れた医療人材の育成を目指していく。

(3) 学校法人の沿革

明治23年	1月	(1890)	高山紀齋芝区伊皿子町(現港区)に高山歯科医学院創立
明治32年	12月	(1899)	高山紀齋 血脇守之助に学院の全てを委譲
明治33年	2月	(1900)	高山歯科医学院を東京歯科医学院(神田小川町)に改称
明治34年	2月	(1901)	東京歯科医学院の校舎を神田三崎町に移転
明治40年	9月	(1907)	東京歯科医学専門学校設置認可
明治41年	9月	(1908)	東京歯科医学専門学校附属病院開院
大正9年	3月	(1920)	血脇守之助の寄付により財団法人認可
昭和4年	11月	(1929)	水道橋校舎新築竣工
昭和21年	7月	(1946)	東京歯科大学(旧制)設置認可
昭和21年	12月	(1946)	東京歯科大学市川病院開院
昭和24年	9月	(1949)	東京歯科大学歯科衛生士学校開校
昭和24年	10月	(1949)	東京歯科大学病院開設
昭和26年	9月	(1951)	財団法人から学校法人への組織変更認可
昭和27年	2月	(1952)	学校教育法により東京歯科大学(新制)設置認可
昭和30年	4月	(1955)	東京歯科大学発足(進学課程2年・専門課程4年)
昭和33年	4月	(1958)	東京歯科大学大学院開設
昭和42年	4月	(1967)	東京歯科大学市川病院 総合病院と改称
昭和51年	12月	(1976)	学校教育法改正により、東京歯科大学歯科衛生士学校が東京歯科大学歯科衛生士専門学校として設置認可 (専修学校として認可)
昭和56年	7月	(1981)	東京歯科大学千葉校舎竣工
昭和56年	9月	(1981)	東京歯科大学千葉校舎開校。東京歯科大学千葉病院開院、東京歯科大学病院を東京歯科大学水道橋病院に改称
昭和62年	4月	(1987)	東京歯科大学市川病院を東京歯科大学市川総合病院に名称変更
平成元年	4月	(1989)	東京歯科大学歯科衛生士専門学校千葉校開校
平成2年	3月	(1990)	水道橋校舎(TDCビル)竣工
平成2年	4月	(1990)	東京歯科大学水道橋病院 新病院開院
平成2年	10月	(1990)	創立100周年記念式典挙行
平成3年	3月	(1991)	東京歯科大学御殿町グラウンド完成
平成4年	6月	(1992)	東京歯科大学市川総合病院移転新築竣工(470床)、開院(7月)
平成6年	5月	(1994)	東京歯科大学市川総合病院宿舎、保育所、附属棟竣工
平成8年	10月	(1996)	東京歯科大学口腔科学研究センター開設
平成8年	12月	(1996)	東京歯科大学市川総合病院創立50周年記念式典挙行
平成11年	9月	(1999)	東京歯科大学歯科衛生士専門学校創立50周年記念式典挙行
平成12年	1月	(2000)	東京歯科大学口腔科学研究センター脳科学研究施設開設
平成13年	7月	(2001)	東京歯科大学市川総合病院角膜センター・アイバンク開設
平成14年	3月	(2002)	東京歯科大学市川総合病院リプロダクションセンター開設
平成15年	12月	(2003)	東京歯科大学歯科衛生士専門学校、修業年限・教育課程3年制開始
平成17年	2月	(2005)	東京歯科大学市川総合病院北病棟増床(570床)竣工
平成17年	3月	(2005)	東京歯科大学市川宿舎竣工
平成17年	10月	(2005)	東京歯科大学歯科医学教育開発センター開設
平成18年	4月	(2006)	東京歯科大学口腔がんセンター開設
平成24年	2月	(2012)	東京歯科大学さいかち坂校舎竣工
平成25年	7月	(2013)	東京歯科大学水道橋校舎新館竣工
平成28年	3月	(2016)	東京歯科大学水道橋校舎本館西棟竣工
平成28年	3月	(2016)	東京歯科大学市川総合病院地域医療支援病院承認
平成29年	3月	(2017)	東京歯科大学水道橋病院リニューアル工事竣工

平成 29 年 4 月 (2017) 東京歯科大学短期大学開学
 平成 30 年 3 月 (2018) 東京歯科大学千葉病院閉院
 平成 30 年 4 月 (2018) 東京歯科大学千葉歯科医療センター開設
 令和 元年 6 月 (2019) 東京歯科大学すがの訪問看護ステーション開設
 令和 元年 7 月 (2019) 東京歯科大学歯科衛生士専門学校廃止認可
 令和 2 年 4 月 (2020) 東京歯科大学短期大学専攻科歯科衛生学専攻開設
 令和 2 年 12 月 (2020) 東京歯科大学千葉歯科医療センター新築工事竣工
 令和 3 年 3 月 (2021) 東京歯科大学千葉歯科医療センター 新センター開設
 令和 4 年 7 月 (2022) 東京歯科大学市川総合病院歯科外来棟竣工
 令和 8 年 3 月 (2026) 東京歯科大学市川総合病院閉院

(4) 設置する学校・学部・学科等

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

理事長 井 出 吉 信		
設置する学校	学部・研究科等	設置認可年月
東京歯科大学	歯学部	昭和 27 年 2 月 20 日
〃	大学院歯学研究科	昭和 33 年 3 月 25 日
所在地 東京都千代田区神田三崎町 2-9-18		
学長 片 倉 朗		
東京歯科大学短期大学	歯科衛生学科	平成 28 年 8 月 31 日
〃	専攻科	((独)大学改革支援・学位授与機構認定日 令和 2 年 2 月 21 日)
所在地 東京都千代田区神田三崎町 2-9-18		
学長 齋 藤 淳		

(5) 学校・学部・学科等の学生数の状況

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

学校名	学部等	入学定員	入学者数	収容定員	現員数
大学	歯学部	140	134 (編入学 6 名含む)	840	830
大学院	歯学研究科	34	33	136	125
短期大学	歯科衛生学科	50	54	150	156
	専攻科	10	12	10	12

(6) 収容定員充足率

(毎年度 5 月 1 日現在)

学校名	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
大学	100.0%	99.8%	99.6%	100.1%	98.8%
大学院	112.5%	116.2%	106.6%	99.3%	91.9%
短期大学：学科	102.0%	103.3%	104.7%	104.0%	104.0%
専攻科	120.0%	120.0%	120.0%	120.0%	120.0%

（７）役員の概要

役員については、令和８年３月３１日現在で理事６名、監事３名が現員であり、理事の中から業務執行理事が理事長を含めて５名選任されている。監事のうち２名は常勤である。

【役員の数】（令和８年３月３１日現在）

	定員数	現員数
理 事	６～９名	６名
監 事	２～３名	３名

【理事・監事の概要】（令和８年３月３１日現在）

区分	氏 名	非常勤・外部	就任年月日	主な現職等
理事長	井出 吉信		平成 20 年 8 月 28 日	
業務執行理事	片倉 朗		令和 4 年 4 月 1 日	
業務執行理事	加藤 靖明		平成 29 年 6 月 1 日	
業務執行理事	田口 円裕		令和 7 年 4 月 1 日	
業務執行理事	澁谷 國男	非常勤・外部	平成 31 年 4 月 1 日	歯科医師
理事	金森 越哉(※1)	非常勤・外部	平成 25 年 1 月 16 日	元文部科学省
常勤監事	石井 拓男		令和 4 年 4 月 1 日	
常勤監事	橋本 正次		令和 5 年 6 月 1 日	
監事	榊原 一夫	非常勤・外部	令和 4 年 4 月 1 日	弁護士

※上記の理事（理事長、業務執行理事含む）、監事を被保険者として、役員賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を補填することとしている。また、次回更新時には同内容での更新を予定している。

※上記の(※1)の理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。）、又は監事（以下「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について、本法人に対し賠償する責任については、寄附行為第 63 条に基づき、非業務執行理事等と責任限定契約を締結している。

（８）評議員の概要

評議員については、同日現在で 11 名が現員であり、そのうち法人職員からの選出が 4 名（短期大学学長 1 名を含む）、本学卒業者からの選出が 5 名、学識経験者からが 2 名となっている。

【評議員の数】（令和８年３月３１日現在）

	定員数	現員数
評 議 員	10～13名	11名

【評議員】

(令和8年3月31日現在)

	氏名	就任年月日	主な現職等
法人職員	山下秀一郎	令和4年6月1日	
法人職員	山本 仁	令和3年4月1日	
法人職員	小林 友忠	平成30年4月1日	
本学役職者	齋藤 淳	令和3年4月1日	
本学卒業生	上田 祥士	平成20年4月1日	歯科医師
本学卒業生	江里口 彰	平成20年4月1日	歯科医師
本学卒業生	佐藤 亨	平成29年4月1日	他専門学校校長
本学卒業生	坂 英樹	令和2年4月1日	他大学教授
本学卒業生	富山 雅史	平成29年4月1日	東京歯科大学同窓会長
学識経験者	森田十誉子	令和5年4月1日	他学校法人理事長
学識経験者	森田 雅義	令和2年4月1日	元高等学校教頭

(9) 会計監査人の概要

定員数	名称	就任年月日
1名	EY 新日本有限責任監査法人	令和7年6月20日

(10) 理事選任機関の概要

理事選任機関については、寄附行為及び寄附行為施行細則により定められており、構成員は理事4名、評議員4名で、各理事及び各評議員の互選によって選任される。うち1名以上は外部理事から選任するものとしている。

(令和8年3月31日現在)

区分	氏名	備考	区分	氏名	備考
理事	井出 吉信		評議員	小林 友忠	
理事	加藤 靖明		評議員	上田 祥士	
理事	澁谷 國男	外部	評議員	江里口 彰	
理事	金森 越哉	外部	評議員	坂 英樹	

(11) 教職員の概要

【教職員の数】

(令和7年5月1日現在)

	法人本部	東京歯科大学	東京歯科大学短期大学	合 計
本務教員	—	303名	13名	316名
本務職員	3名	(※1) 1, 142名	4名	1, 149名
兼務教員	—	(※2) 603名	(※2) 37名	640名
兼務職員	3名	250名	2名	255名

(※1) 1,142名のうち649名は附属病院の看護職員である。(※2) 客員教員及び非常勤講師

2. 事業の概要

(1) 当該年度の主な事業の概要

① 主な事業の目的・計画

1. 法人組織の強化見直しを実施し、財務等における確固たる運営基盤の確立を目指す。
2. 教育では、3つのポリシーに基づいたきめ細かな教育、修学指導、入学者選抜を行い、卒業生の質の担保と優秀な入学生の確保を図る。
3. 研究では、科研費を含む競争的資金の獲得や学外共同研究の充実を図り、口腔科学研究センターを研究拠点に全学横断的な研究に取り組む。
4. 医療では、3つの医療施設がそれぞれ最新の医療を提供すると同時に、地域医療への貢献や患者サービスの向上に取組み、学生への診療参加型臨床実習の一層の充実を図る。

② 進捗状況

1. 法人の事業としては、市川総合病院を学校法人国際医療福祉大学に事業譲渡することを決定した。市川総合病院は昭和21年に開設し、歯科医学教育における全身管理、医科歯科連携を学ぶ場として、また地域における中核病院としての役割を担ってきたが、令和5年度以降多額の赤字を計上しており、本法人の財政的健全性を鑑み、一方で地域医療への責任を踏まえ、病院の維持継続のため、事業譲渡という判断となった。なお、国際医療福祉大学とは協定を締結し、市川総合病院における歯科医学教育の環境を維持することとしている。

また、学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化、経営の強化、情報公開の推進に向け、「学校法人東京歯科大学第2期中期計画」を実行した。令和7年4月施行の私立学校法改正に伴い、寄附行為の改正や内部統制システムの整備を進めた。また、組織運営体制については、業務の効率化、省力化を図るため、勤怠システムを導入し、年度を通じて稼働する施設、対象職種の拡大を図った。校舎の整備については、水道橋校舎南棟の解体が令和6年2月に完了し、3月より収益事業として駐車場運営を開始したが、隣接する土地の一部を購入する契約を締結し、将来的な校舎の建替えに備えた。

新たに、第3号基本金引当特定資産を130億円設定し、学校法人東京歯科大学教育振興基金を設立した。今後、学生の奨学資金給付のための基金として運用し、その運用利息を活用して学生に対する奨学金等の支援充実を図っていく。

2. 教育面では、3つのポリシーに基づくきめ細かな教育や修学指導の結果、第119回歯科医師国家試験（令和8年1月実施）において、昨年に続き全国トップレベルの合格率を上げることができた。また、令和4年度改訂の歯学教育モデル・コア・カリキュラムにおいて示された「デジタル・デンティストリーの普及」を目的として、歯科医学教育用の口腔内スキャナ等のシミュレータ機器を導入し、先進的かつ効果的な授業を行っている。さらに、従来実施していた成績上位者を対象とした「Elective Study」研修プログラムと、令和5年度に新設された「海外研修」制度において、国際的視野を養い将来について見識を広めることができた。

また、受験生確保については、本学の教育内容や修学サポート体制を広くアピールするこ

とで、令和8年度入試においても多くの受験者数を確保できた。授業料については、「利子補給奨学金制度」、「授業料等減免制度」、「特別奨学金制度」の運用に加え、国の「高等教育の修学支援新制度」による授業料等減免を引き続き行うことにより、学生・保護者への経済的支援強化に努めた。平成29年度からは入学時の特別奨学金額を引き上げている。

大学院では博士課程修了者、論文提出者合わせて36名に対し、博士（歯学）の学位を授与した。

短期大学歯科衛生学科では、建学の精神に基づいた教育方針・カリキュラムにより、きめ細やかな教育を実践した。その結果、第7期生47名の卒業生全員が第35回歯科衛生士国家試験に合格した。国家試験においては前身の専門学校時代を含め第1回から35回まで連続で全員合格を続けている。また、入学者選抜においては、総合型選抜Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期、学校推薦型選抜、学士選抜、一般選抜の5つの選抜において、アドミッション・ポリシーに基づき入学者選抜を実施、入学者57名の学生を確保した。専攻科においては、他校卒業生を含む12名が入学した。うち1名は家庭の事情により中途退学となったが、11名は特色あるカリキュラムにより高度歯科医療の担い手としての知識・技能・態度を修得し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構所定の試験に合格して学士（口腔保健学）の学位を取得・修了した。

3. 研究面では、科研費を含む競争的資金の獲得や学外共同研究の充実を図り、私立大学等経常費補助金特別補助「大学間連携等による共同研究」において、他大学および企業（慶應義塾大学・名古屋大学・山口大学・東北大学・グンゼメディカル（株）・東洋紡（株））との共同研究を進め、口腔科学研究センターワークショップ（令和8年2月24日開催）においてその成果を発表した。また、令和5年度から3年計画で開始した東京歯科大学研究プロジェクト「各ライフステージにおける口腔顎顔面機能維持・改善で目指すウェルビーイング社会の実現」（ウェルビーイングプロジェクト）について学内予算を措置し、学長のリーダーシップの下、全学横断的に研究を遂行した。令和8年度より前期プロジェクトで構築した研究基盤および実施体制を継承・発展させる形で「生涯を通じた口腔機能の獲得・維持から目指すウェルビーイング社会の実現」（ウェルビーイングプロジェクト）として学長のリーダーシップの下、全学横断的に研究を遂行する。

研究施設・研究機器は、口腔科学研究センターに集約し、管理を行った。同センターでは、全ての講座等が利用できる共通の施設・機器を備え、横断的に研究を実施している。また、同センターに、本学の若手研究者育成の牽引力となるべきコア研究部門を配置し、研究部門主任を中心に若手研究者が講座研究から独立したグループを形成し、講座単位の研究に縛られず独自性のある研究が行われている。他大学等と口腔科学研究センターの研究施設・研究機器の共同利用を推進し、それぞれの研究においても発展を目指している。

4. 医療面では、最新の医療を提供すると同時に、地域医療への貢献に取組み、歯科医師臨床研修、学生への診療参加型臨床実習の一層の充実を図った。

水道橋病院では、高度で先進的な医療の提供や医学研究の推進を図り、社会・地域医療への貢献、患者さん本位の安心・安全な全人的医療の提供に努めた。また、専門性が高く、質

の高い医療を提供する施設としての役割を果たすべき中心的な人材の確保と後進の育成に努めている。更に、地域の医療機関との双方向での医療連携を密に図り、特に緊急時等の病診連携を強化し、相互の役割分担を明確にすることで、地域完結型の医療を提供し、円滑かつ安心・安全な患者対応を心掛けている。

喫緊の課題となっていた会計待ち時間の解消を目指し、令和7年1月から電子カルテシステムを導入するとともに、診療費後払いシステムの積極的な案内・普及活動、および高齢者への利便性向上の為にシステム改修を通して、更なる患者サービスの向上に努めた。昨今の物価高騰により、医療経費も増加してことから、病院スタッフ全員のコスト意識の啓発による診療材料費等の経費削減や診療時間外の照明および空調システムのコントロールにより、光熱費の削減を行っている。他方、安全・安心な医療提供体制を維持するため、更なる医療安全・感染予防の強化を図り、全ての医療従事者が教職員研修会へ参加し、最新の知識や情報を共有している。コロナ禍以降、当該研修会についてはWeb会議システムを活用し、当日の参加が出来ない者は後日、録画ビデオを以てオンデマンドでの受講が可能な体制を整えている。教育面においては、医療DX推進の観点も踏まえ、引き続きデジタル・デンティストリー分野の充実化を図り、学生の臨床実習ならびに歯科医師臨床研修における研修機能の強化にむけた取組を行った。

市川総合病院が位置する東葛南部二次医療圏は、わが国全体の中でも今後特に急速に高齢化が進む地域であり、そういった環境変化に適応しつつ、市川市の救急医療を担う2.5次救急指定のほか、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、地域災害拠点病院としての役割を担っている。しかしながら、令和5年度決算からの多額の赤字計上に至る状況を鑑み、財政赤字が恒常化した場合、学校法人全体の財政的健全性、ひいては法人の存立そのものが脅かされかねないため、種々検討した結果、本院事業を学校法人国際医療福祉大学に事業譲渡することになり、令和8年3月31日をもって閉院した。

令和7年度の決算概況については、北病棟手術室等の照明LED化工事、手術・重症病棟支援システム及び移動型X線透視診断装置等を更新整備するなど診療環境の充実を図ったが、①入院収入について、高額な特定保険医療材料を使用する手術の増加など診療単価の大幅な上昇による増収があったものの、全国的な傾向であるコロナ禍後の受療行動の変化等に起因する病床稼働率の低迷による大幅な減収により予算額を確保できず、②外来収入も、外来患者数の減少による大幅な減収、③経費支出でも、高額な特定保険医療材料及び高額医薬品の使用増加による医療経費の大幅な予算超過となり、加えて、事業譲渡に伴う退職金支給もあり、収支面での赤字予算を大幅に上回る赤字決算となった。

千葉歯科医療センターは、地域密着型の医療機関として、地域住民へ高度な歯科医療を提供するとともに、特に、口腔外科領域疾患等の治療に関しては、本学附属病院との医療連携により、充実した診療体制の下、安心して安全な歯科医療を提供し、地域住民の健康維持に貢献することを目指している。また、超高齢社会を迎えた現下において、地域包括ケアシステムの構築に重点を置き、地域住民に良質で安全な歯科医療を提供するとともに、摂食・嚥下リハビリテーション科を中心に在宅要介護者に対する診療の充実を図り、個人宅だけでな

く、特別養護老人ホーム等への歯科訪問診療を積極的に注力し、訪問先での内視鏡嚥下検査（VE）やセンターでの嚥下造影検査（VF）を活用し、その評価により、地域における高齢者の自立生活の支援やサービスの提供、ホスピタリティの向上に取り組んでいる。更に、心身障がい児（者）の歯科診療二次受入れ医療機関として、行政および県民からの要請に応え、その役割を果たしている。今後は、様々な在宅医療のニーズが求められる現下において、在宅歯科医療を必要とする小児患者を対象とした訪問歯科診療の導入を検討している。

医療連携では、千葉県歯科医師会、郡市歯科医師会の会員や当センターの医療連携登録機関を対象とした講演会の開催、センター広報紙「CDC(Chiba Dental Center) PRESS」の提供により、センターの最新情報等を広く伝え、多くの医療機関と、より緊密な連携、交流を図っている。今年度は更に紹介患者の受け入れを積極的に案内し、地域全体での歯科医療サービスの向上を図っている。

労務管理では、令和6年度に引き続き、勤務体制の改善を念頭に長時間労働の抑制、職員のワーク・ライフ・バランス、育児・介護と仕事の両立を促す環境や体制の整備を推進し、離職防止のための職場環境の改善に取り組んでいる。

事業活動収支の点では、各診療科より、今年度の医療収入目標の達成状況を聴取し、次年度の収入確保のための改善策と目標額の提示を求め、現状把握と予算編成の根拠としている。経費の削減策では、院内物流管理に関し、在庫・消費の一元管理を推進し、経費削減、物品調達の効率化を図り、担当部署の業務の負担軽減を進めている。

学生教育では、地域の中核医療機関としての特性を活かした臨床実習を実施している。臨床研修歯科医の育成方針としては、自立に向けたキャリアパスとしての研修プログラムを設け、医療貢献のできる歯科医師、研修終了後も学内外で活躍できる歯科医師の養成にある。研修プログラムについては、1年を通し、他大学・他施設の講師による「研修歯科医教育セミナー」や保険診療の基礎を学ぶ講習、学内講師による実習「スキルアップセミナー」を設定し、治療スキルや学術的な知識習得、社会保険制度の理解、マネジメントやマーケティングスキルの習得を目指している。

（２）中期的な計画の概要及び進捗状況

本学校法人では、令和2～6年度の5か年にわたる「学校法人東京歯科大学第1期中期計画」を終了し、令和7年3月28日、令和7～13年度の7か年にわたる「学校法人東京歯科大学第2期中期計画」を制定し、実行した。

◎「学校法人東京歯科大学中期計画」の進捗状況

学校法人東京歯科大学は、超高齢社会の中で幅広く活躍できる人間性豊かな歯科医療人を養成するために、「歯科医師たる前に人間たれ」との建学の理念を踏まえつつ、常に現状の認識と評価、および必要な改善を継続し、質の高い教育を継続的、安定的に提供するとともに、経営基盤の安定化を図ることを目指しており、これを実現するために以下の5項目を重点目標とする。

【学校法人東京歯科大学の重点目標】

1. 全体

水道橋・市川・千葉の3キャンパスの施設・設備の整備・充実を図り、教育・研究・医療の発展とそれらを通じた社会貢献及び国際化の推進を実現することを目標とし、この実現のため、財政基盤の長期的な安定を図る中期計画を策定・推進する。

2. 教育

患者中心の医療を実践できる、人間性豊かな自己問題発見・解決型の積極的かつ創造的な医療人を育成して社会に貢献するために、3つのポリシーに基づいたきめ細かな教育、修学指導、入学選抜を行い、卒業生の質の担保と優秀な入学生の確保を図るとともに、教育の質保証のために定期的な点検と必要な改善を行う。

3. 研究

高度歯科医学研究機関として中心的な役割を果たすために、口腔科学研究センターを拠点として全学横断的な研究に取り組み、その成果を産学連携を通じて社会実装へと繋げるとともに、競争的資金の獲得や学外共同研究の充実を図り、世界水準の研究成果を継続して発信できる研究者を養成する。

4. 医療

歯科医学教育機関附属の医療機関として先導的な役割を果たすために、先進医療および良質な医療人育成の拠点としての病院機能の改善・強化を推進し、附属医療機関の3施設がそれぞれ最新の医療を提供して地域医療に貢献する。

5. 国際化

教育・研究・医療提供を通じてグローバル化に対応するために、外国語教育や海外研修、留学生受け入れ体制の充実を図るとともに、姉妹校等との連携、教育・研究機関等との国際的なネットワークを拡充する。

以上の重点目標を定め、各目標の達成に向けて理事長のリーダーシップのもと、学内のすべての部署と職員が連携しながら定期的な点検と必要な改善を継続し、PDCAサイクルを十分に機能させることによって、学校法人東京歯科大学のさらなる発展を目指す。

令和7年度末現在、上記5つの重点目標に基づく77の行動計画にかかる進捗状況については、下表の「実施状況」欄で実施内容を詳記している。

学校法人東京歯科大学中期計画（2025～2031）

中期計画	行動計画	2025年度実施状況
学校法人東京歯科大学は、超高齢社会の中で幅広く活躍できる人間性豊かな歯科医療人を養成するために、「歯科医師たる前に人間たれ」との建学の精神を踏まえながら、常に現状の認識と評価、および必要な改善を継続し、質の高い教育を継続的、安定的に提供しつつ研究と医療提供を通じて社会に貢献するとともに、経営基盤の安定化を図ることを目指しており、これを実現するために以下の5項目を重点目標と		

する。 学校法人東京歯科大学の重点目標 1. 全体 水道橋・市川・千葉の3キャンパスの施設・設備の整備・充実を図り、教育・研究・医療の発展とそれらを通じた社会貢献及び国際化の推進を実現することを目標とし、この実現のため、財政基盤の長期的な安定を図る中期計画を策定・推進する。 2. 教育 患者中心の医療を实践できる、人間性豊かな自己問題発見・解決型の積極的かつ創造的な医療人を育成して社会に貢献するために、3つのポリシーに基づいたきめ細かな教育、修学指導、入学者選抜を行い、卒業生の質の担保と優秀な入学生の確保を図るとともに、教育の質保証のために定期的な点検と必要な改善を行う。 3. 研究 高度歯科医学研究機関として中心的な役割を果たすために、口腔科学研究センターを拠点として全学横断的な研究に取り組み、その成果を産学連携を通じて社会実装へと繋げるとともに、競争的資金の獲得や学外共同研究の充実を図り、世界水準の研究成果を継続して発信できる研究者を養成する。 4. 医療 歯科医学教育機関附属の医療機関として先導的な役割を果たすために、先進医療および良質な医療人育成の拠点としての病院機能の改善・強化を推進し、附属医療機関の3施設がそれぞれ最新の医療を提供して地域医療に貢献する。 5. 国際化 教育・研究・医療提供を通じてグローバル化に対応するために、外国語教育や海外研修、留学生受け入れ体制の充実を図るとともに、姉妹校等との連携、教育・研究機関等との国際的なネットワークを拡充する。 以上の重点目標を定め、各目標の達成に向けて理事長のリーダーシップのもと、学内のすべての部署と職員が連携しながら定期的な点検と必要な改善を継続し、PDCA サイクルを十分に機能させることによって、学校法人東京歯科大学のさらなる発展を目指す。		
I. 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1. 中期目標の期間		

2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までとする。		
2. 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表 1 に記載する教育研究組織および関連施設を置くとともに、3 キャンパスの施設・設備の整備充実を通して教育・研究・医療提供の有機的な連携並びに社会貢献に寄与するための環境の改善を図る。	(0) 3 キャンパスの整備充実を進める。	・将来的な校地運用の展望から、本館校舎に隣接する不動産を取得した。 ・女子学生の増加に伴い、各学年講義室のある新館校舎及びさいかち坂校舎に女子トイレを増設し、学生の教育環境の改善を図った。 ・学習環境の整備として、照明器具の LED 化を進めた。 ・学術系ネットワークの機器を増設し、教育におけるデジタル環境を整備した。
II 大学および短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1. 教育に関する目標 1) 教育の内容および成果等に関する目標 ○ アドミッションポリシー に関する基本方針		
学士課程 (1) 超高齢社会の中で幅広く活躍できる人間性豊かな歯科医師を養成するために、医療人としての倫理観や高い人間性を常に向上心をもって追求しようと努力でき、口腔の健康管理を通し国民の医療と福祉に貢献しようとする意欲があり、他者との協調を大切に主体性を持って様々な人々と協働することができる多様な人材を受け入れる。	(1-1) 入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動の強化を行う。	入試検討委員会を中心とした実施体制のもと、不断の見直しを行い、広報活動についてはアドミッションオフィスを中心として継続的に実施した。
	(1-2) アドミッションポリシーについて IR 機能を活用し、不断の見直しを行う。	入学後の学修成果の推移を分析し、IR 情報に基づく入学前教育の見直し等、継続的に実施した。
	(1-3) 公募推薦入学者等の学力担保のため、入学前教育や入学直後の補習などをさらに充実させる。	本学教員が作成した課題を中心とした入学前課題を提示し、入学前の学修の状況を把握した。
	(1-4) 高大接続教育を推進する。	2025 年度は、新潟県糸魚川市との包括的連携に関する協定に基づき、同市内にある糸魚川白嶺高校・糸魚川高校を対象に出張講義を行い、大学・短期大学による高校生等を対象、また、オープンキャンパス等の模擬授業を通じて参加した高校生の多様な学びの機会提供を行った。
	(1-5) 留学生の受け入れ体制を充実させる。	学生部、国際交流部、教務部にて留学生の受け入れ体制を連携し、2025 年度から、学生部を中心に、入学した留学生の学年をまたいだ学生同士の意見交換会を実施した。
短期大学士課程 (2) 国民に信頼される専門的な知識と技術を持つ歯科衛生士を養成するため、常に向上心をもって医療人としての倫理観と高い人間性を追求し、国民に貢献する意欲があり、必要な歯科医学を修得するための基礎学力のある人材を受け入れる。	(2-1) (1-1 再掲) 入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動の強化を行う。	2025 年度・総合型選抜における「聴講記述試験」について、基礎学力のスクリーニングが難しいことから出題内容の検討を開始した。
	(2-2) (1-2 再掲) アドミッションポリシーについて IR 機能を活用し、不断の見直しを行う。	2025 年度・入学直後に実施する基礎学力テストは 3 年目となった。基礎学力テストの結果分析を行い、入学区分ごとの基礎学力の状況を入学年度別に定量的に把握した。
博士課程 (3) 人類の持続的発展に貢献するために、強い学術的関心と幅広い視野を持ち、将来研究指導者または高度専門職業人として国際的に活躍したいという意欲のある多様な人材を受け入れる。	(3-1) 主科目試験と外国語試験からなる入学試験方法・内容の改善・充実を含めた不断の見直しと広報活動の強化を行う。	主科目試験様式の統一化を実施した。広報活動(説明会)は大学院概要の説明を臨床研修歯科医研修医向けに各病院で実施するとともに、講座別の説明会も例年通り実施した。
	(3-2) (1-2 再掲) アドミッションポリシーについて IR 機能を活用し、不	試験問題内容の情報公開を前提とした主科目試験様式の統一化を実施し、大学院

	断の見直しを行う。	として各講座の主科目試験内容の把握を行った。
○ カリキュラムポリシーに関する基本方針		
学士課程 (4)歯学生共用試験の公的化を踏まえ、歯学教育モデル・コア・カリキュラムを基盤とした特色あるカリキュラムを展開する。医療人としての高い倫理観や人間性・協調性を醸成するために、ダイアゴナル・カリキュラムに基づく6年一貫コミュニケーション教育を推進するとともに、医学・歯科医学を統合的に理解して全人的な医療を提供するために、ITを活用した豊富な教育資源を活用した医学系科目を含む多層的かつ重層的な専門科目のカリキュラムを実施する。	(4-1)歯学教育モデル・コア・カリキュラムを基盤とした特色あるカリキュラムを作成し、不断の見直しを行う。 (4-2)ダイアゴナル・カリキュラムに基づく6年一貫コミュニケーション教育を推進・公表する。 (4-3)医学・歯科医学を統合的に理解した全人的な医療を提供するために、ITを活用した多層的かつ重層的な専門科目のカリキュラムを実施するとともに、AIの活用を推進する。	教務部協議会や教養科目協議会を中心に、カリキュラムの見直し、検討を実施した。 教務部協議会や教養科目協議会を中心に、カリキュラムの見直し、検討を実施した。 教務部協議会や教養科目協議会を中心に、カリキュラムの見直し、検討を実施している。また、歯科医学教育セミナー等でAIの活用方法などのテーマに基づいたFDも実施した。
(5)主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を教養教育、ITリテラシー教育、専門科目、海外研修、卒業論文研究で実施するとともに、積極的な自主学修態度と論理的思考および問題発見・解決能力を修得するために、問題基盤型学修カリキュラムを専門科目を中心として展開する。	(5-1)授業への主体的な参加を促すため、一方向的な講義形式の授業を減らし、アクティブラーニングを積極的に授業に盛り込む。 (5-2)積極的な自主学修態度と論理的思考および問題発見・解決能力を修得するために、問題基盤型学修カリキュラムを主に専門科目で実施する。 (5-3)国際的な視野を広げるため、外国語教育や海外研修の機会を充実させる。	教務部協議会、歯科医学教育開発センターにおいて教育方法に関する検討を実施した。 教務部協議会を中心に、カリキュラムの見直し、検討を実施した。 海外の歯科大学の教員や学生と互いの国の文化や歯科界について理解を深め、広い視野を持った歯科医師を養成することを目的とした Elective Study・海外研修を3月に実施した。
短期大学士課程 (6)超高齢社会に対応した高度な歯科医療に関する知識及び技能を修得するとともに、口腔機能の変化や機能障害を把握し、統合して支援を行うための知識と技能および態度を修得する。また、医学歯学のみならず福祉など幅広い分野を学び、多職種と協働しながら歯科衛生の立場から総合的な知識と技能を駆使して人々の健康づくりに寄与するための知識と技能と態度を修得するカリキュラムを実施する。	(6-1)歯科衛生士国家試験受験資格を得るために求められる基礎教育科目と歯科衛生士としての職務を行うための専門教育科目を充実する。 (6-2)教育効果の向上や臨床臨地実習の円滑化に対応できる学年暦及び時間割を編成する。	2025年度・カリキュラム検討部会およびその下部組織である総合演習検討部会を適宜開催して、社会のニーズや国家試験の傾向に沿った内容について検討・充実を図った。 2025年度・市川総合病院の経営譲渡・教育体制の変更に伴う専門教育科目および臨床臨地実習の円滑実施についてカリキュラム内容の検討を行った。
博士課程 (7)主科目、副科目、大学院講義、大学院セミナー、ベーシックセミナー等を通じて、研究者としての幅広い教養を身につけると同時に最新の研究手法を修得できるカリキュラムを実施するとともに研究指導計画に基づき、2年次の研究計画書提出、3年次の研究進捗報告会を経て4年次の学位論文審査まで、一貫した計画的な研究指導と支援の体制を充実させる。	(7-1)研究者としての幅広い教養を身につけると同時に最新の研究手法を修得できるカリキュラムを実施する。 (7-2)研究指導計画に基づく一貫した計画的な研究指導と支援の体制を充実させる。	大学院セミナー、プレFDセミナーで、幅広い教養。最新の研究について講演を実施した。 研究指導の状況(指導者名、指導内容等)を記載するための研究指導計画書を学生に提出させ、それを基に状況把握を行った。
(8)海外研修によって、外国語によるコミュニケーション能力の育成を通して研究成果発表と研究の発展のためのネットワーク作りを目指す。	(8-1)大学院生の海外研修機会の増加を図る。	例年、IADR等学会発表の機会に、旅費等の支援を行う制度について、大学院研究科委員会等関係会議で周知を行った。

○ ディプロマポリシーに関する基本方針		
学士課程 (9)学修成果（コンピテンシー）を総合的かつ客観的に評価するために、アセスメントポリシーに基づき、歯科医療の実践に必要な知識については6年間一貫した総合学力試験、技能については臨床基礎実習での技能評価と診療参加型臨床実習での技能評価、態度についてはコミュニケーション学での態度評価と診療参加型臨床実習での態度評価をもって総合的に評価する。	(9-1)本学の教育の成果としてのコンピテンシーについて不断の見直しを行う。	教務部協議会、歯科医学教育開発センターにおいて、毎年本学の教育の成果を分析の上、教育方法に関する見直しを行った。
	(9-2)卒業生から本学の教育体制についてフィードバックを得る体制をより充実させる。	卒業後アンケートを1回行い、集計結果の分析、公表を実施した。
短期大学士課程 (10)歯科衛生士として歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを通じて、個人の健康を増進させ、人々の健康づくりを支援できる能力をもち、超高齢社会の進展に伴い必要とされる歯科医療の変化を把握し対応できることなど、所定の試験に合格したものに学位を授与する。	(10-1)本学の教育の成果としてのコンピテンシーについて不断の見直しとともに広報活動の強化を行う。	教学部において、学修成果（コンピテンシー）とディプロマポリシーの関連について確認検討を行うとともに、関連についてHPに掲載した。
	(10-2)ディプロマポリシーに基づき、公平公正な成績評価を行うとともに短期大学士課程の望ましい在り方について検討を行う。	カリキュラムポリシーに基づき構築された各授業科目に合格することによりコンピテンシー(学修成果)を修得したものと認定した。コンピテンシーの修得を積み重ねることにより、最終学年において全ての授業科目に合格することにより、本短期大学が示すディプロマポリシーに示した人材に到達した者として学位を授与した。
博士課程 (11)専攻分野に新しい知見を示し、歯科医学の発展に寄与する能力を有すると認められ、国際水準の研究・指導能力を有すると認められたことをもって学修成果（コンピテンシー）と認定し、学位を授与する。	(11-1)歯学研究科の学位授与方針に従って、学位授与のための適正な審査を実施する。	例年通り、学位授与のための適正な審査を実施した。
	(11-2)機関リポジトリ等を活用した学位論文の積極的な公開等を併用しつつ、本歯学研究科の成果を紹介する活動を活発化する。	機関リポジトリにより学位論文の公開を行った。
2) 教育の実施体制等に関する目標 ○ 教員の配置 (12)超高齢社会の中での歯科医学教育の体制をより充実させるために、教員の配置について恒常的に検証するとともに、多様な教員の登用を推進する。	(12-1)多様な教員登用を推進するため規程等を見直し、より充実した教員の配置を目指す。	教育職員の再任・昇任時における審査及び評価に関する規程を改正し、多様な働き方を尊重し、個々の事情を考慮した柔軟な評価を行えるよう制度化した。
○ 教育環境の整備と活用 (13)超高齢社会の中での歯科医学教育の体制をより充実させるために、学修成果の継続的な検証に基づき、ITを活用した最新のテクノロジーやシミュレータ等を積極的に活用することによって教育環境の整備・活用を推進するとともにAIの活用を推進する。	(13-1)現状のスキルスラボに必要なシミュレータ等の新規導入を検討すると共に、既存シミュレータの積極的な活用を推進する。	第5学年の診療参加型臨床実習では自験が困難な症例に対してはスキルスラボを活用したシミュレーション教育を行い、また、スキルスラボ以外においても、デジタル・デンティストリー教育の充実を目的として、歯科医学教育用の口腔内スキャナー等のシミュレータ機器の導入やVRコンテンツの拡充など、先進的かつ効果的な授業を展開するための設備整備を継続的に検討している。
○ 教育の質の保証と改善 (14)超高齢社会の中での歯科医学教育体制をより充実させるために、大学（学士課程、博士課程）においては教務部と歯科医学教育開発センターとの連携によるIR機能を、短期大学においては教学部におけるIR機能を一層充実させ、学修成果の継続的な検証と本学出身者からのフィードバックに基づいて、新しい教育技法や教育資源の導	(14-1)歯科医学教育開発センターのIR部門、FD部門、教育・学習支援部門の活用により、学生教育体制を充実させる。	開発センターの各部門が参加のもと、毎月教務部協議会を実施、検討を行った。
	(14-2)教育体制や新しい教育技法の開発等のため、学修成果の継続的な検証と本学出身者からのフィードバックを得る。	2026年3月に卒業時アンケートを行った。
	(14-3)FD活動を継続的に実施する。	FD委員会、教務部協議会で内容を検討・

入による教育方略の改善およびFD活動の継続的な実施による教員の意識改革と教育能力の向上など、教育の質の保証と改善を推進する。		計画し、各FDを継続的に実施した。
	(14-4)歯学部歯学科において、募集人員を基礎とした場合の収容定員に対する在籍学生数比率を中期計画期間中に1.10未満とする。	2017年4月1日付学則改正により、在学許容年数の改正を行い、厳格な成績評価のもと定員管理を実施した。 2025年度の学生数は830名(5月1日現在)で比率を1.08倍とした。
	(14-5)短期大学教学部のIR機能やFD活動、教育・学習支援活動により、学生教育体制を充実させる。	各種アンケート、成績等についてIR部門による分析を継続的に実施し、その結果を教員にフィードバックした。これにより教育の質および教育体制の向上を図った。
	(14-6)教育体制や新しい教育技法の開発等のため、学修成果の継続的な検証と本学出身者からのフィードバックを行う。	卒業後2年目および3年目の卒業生に対し、継続して大学教育についてのアンケートを実施し検証を行った。
3) 学生への支援に関する目標 ○ 学生の学修・生活支援 (15)大学(学士課程・博士課程)及び短期大学において、学生が充実した学生生活を送るための学修支援、生活支援、メンタルケア、障害者支援、キャリア支援を推進する。	(14-7)(14-3再掲)FD活動を継続的に実施する。	学務委員会において内容を検討するとともに、大学で実施するFDにも参加した。
	(15-1)学生に対する修学支援方針に基づき、学生の修学支援体制を充実させる。	経済的な修学支援については、適切に学生、保護者に案内した。
	(15-2)学生のキャリア支援プログラムを充実させる。	【教務課】 第3学年生を対象に、9月にキャリアセミナーを実施した。 【学生課】 3年生に対して、キャリアセミナーを実施した。 将来を見据えた様々な支援プログラムを明示した。
2. 研究に関する目標 1) 研究水準等に関する目標 ○ 目指すべき研究水準 (16)健康増進、予防医学・医療などの21世紀型歯科医学・歯科医療の進歩・発展に貢献するために、歯科臨床に還元できる臨床研究、疫学研究および生命科学研究等を推進する。	(15-3)学生の健康状態等に応じて適切な対応を行う体制や環境を整備・充実させる。	従前どおり、学生の病状に応じた適切な対応をした。 なお、保健室専任担当の配置については、引き続き検討する。
	(16-1)口腔科学研究センターの活用や、学外研究施設との共同研究を通して、歯科臨床に還元できる臨床研究、疫学研究および生命科学研究等を推進する。	・私立大学等経常費補助金特別補助「大学間連携等による共同研究」に申請し、共同研究を実施した。 ・「東京歯科大学口腔科学研究センター研究機器の共同利用に関する協定書」を他大学と締結し、大学間の連携を実施した。
2) 研究実施体制等の整備に関する目標 ○ 研究者等の配置 (17)国際的に通用する高い水準の研究を推進するために、研究能力の高い研究者集団を構築するとともに、多様な研究者がその能力を最大限に発揮できるように、ワークライフバランスに配慮した研究者支援体制の構築を推進する。	(17-1)(12-1再掲)多様な教員登用を推進するため規程等を見直し、より充実した教員の配置を目指す。	リサーチレジデント規程において、これまで資格について本学大学院歯学研究科を修了した者に限っていたが、博士の学位を有する者に改正した。
○ 研究実施体制の充実 (18)口腔科学研究センターを中心として学内外の共同研究を推進し、幅広い連携体制による研究力向上のための環境の充実を図るとともに、研究支援体制の改善・充実を図る。	(18-1)学内外の共同研究を充実させる。	・学外との共同研究について、私立大学等経常費補助金特別補助「大学間連携等による共同研究」に申請した。 ・学内の共同研究について、学長奨励研究助成において、他講座間連携等の研究を実施した。
	(18-2)研究支援体制の充実を進める	・リサーチアシスタントの募集を実施した。

3. 附属医療機関の運営に関する目標 1) 管理運営体制の強化 ○ 附属医療機関の管理運営体制の強化 (19)先進医療と社会貢献の拠点としての機能を推進するために、附属医療機関の3施設の管理運営体制の強化によって業務の効率化と財政基盤の充実・安定化に努める。	(19-1)附属医療機関 3 施設の効率的な運営を推進する。	業務プロセスの見直しを図り、院内マニュアル等を含めて施設間での情報共有を行った。
	(19-2)診療科等のセグメント別収支の検証を行う。	診療科別の医療収入と支出の区分を検討し、検証データの準備を行った。
2) 医療の質の向上 ○ 安全で良質な歯科医療の提供 (20)歯科医学教育に資するために、附属医療機関の3施設が有機的に連携を取りながらエビデンスに基づく医療を実施し、安全で質の高い医療の提供体制の一層の充実を図る。	(20-1)安全で質の高い医療と患者サービスを実施する。	インシデント、アクシデント報告を通じ、事故防止の為の対応策等について周知徹底を図った。また、全教職員対象の『教職員研修会』を通じて、医療安全を始めた知識の涵養を図った。
	(20-2)専門医を積極的に育成・配置する。	各診療科における専門医の状況確認を行った。
(21)総合病院を有する本学の特徴を活かし、歯科的疾患と全身との関連する臨床医学を追求していく。また、超高齢社会の進展から病気の複合化、併存化している中、歯科と医科が協働して治療にあたる。	(21-1)総合病院において、歯科と医科が患者情報を共有し、連携することにより医療の質改善を図る。	歯科と医科をまたがる領域の症例に対し、歯科と医科の診療科が協働して診療にあたった。
3) 良質な歯科医療人の育成 ○ 良質な歯科医療人の育成 (22)卒前教育および卒後研修プログラムに加えて医療倫理等に関する継続的な研修を実施することによって、人間性豊かな歯科医療人の育成を推進する。	(22-1)コミュニケーション学と4年次の医療倫理の講義・PBLを引き続き実施する。	教務部協議会を中心に、カリキュラムの見直し、検討を実施した。
	(22-2)FD,SD 活動による医療倫理研修等を継続的に実施する。	歯科医学教育セミナーや各種研修会を実施した。
4. 社会貢献に関する目標 ○ 社会との連携および教育研究成果の社会への還元 (23)教育研究成果を社会に積極的に発信し、社会実装に繋げるとともにリカレント教育を推進することによって生涯研修を通じた社会貢献を果たす。さらに、地域自治体との連携活動を推進し、地域の発展に貢献する。	(23-1)研究成果のオープンアクセス化を推進し、機関リポジトリにより広く社会に情報発信する。	機関リポジトリにより研究成果のオープンアクセス化および情報発信を行った。
	(23-2)公開講座等において市民向けに教育研究成果を発信する。	公開講座を開催し、市民向けに教育研究成果を発信した。
	(23-3)研究成果を産学連携を通じて社会実装へと繋げる体制の充実を目指す。	・大学と企業の両方に在籍した経歴を持ち、基礎研究で見出だしたシーズを社会実装に繋げる流れを熟知している者を客員教授に採用し、本学の産学連携支援の強化体制を整えた。
	(23-4)リカレント教育の体制を充実させる。	多様なニーズに対応する教育体制（リカレント教育・リスキル教育）として、専門的知識・技能を修得することを可能としたプログラムなど様々な教育活動を行った。 （「医局員研修プログラム」「臨床専門専修科生プログラム」）
	(23-5)千代田区との連携事業の推進を図る。	千代田区からの依頼により、認知症サポーター大学として世界アルツハイマー月間に実施された「ちよだはあとボックス」に参加・協力し、地域における認知症高齢者への理解促進に努めた。また、第4学年において千代田区内の地域包括支援センターでの実習を実施し、事業連携を図った。さらに、区民公開講座として、本学教員による講演を実施し、地域住民への健康啓発に貢献した。
5. 国際化に関する目標 ○ 国際交流と教育・研究連携の推進	(24-1)姉妹校及び、海外の教育・研究機関との共同研究等の交流・協力体	令和7年度は新規の大学間協定を1件締結した。

(24)姉妹校や友好校に加えて共同研究等を実施している様々な機関との教育・研究に関する交流・協力体制を整備し、連携ネットワークの構築を推進するために、長期海外出張者の送り出しおよび留学生の受け入れ体制の充実を図る。	制を推進・支援する。	
	(24-2)長期海外出張者の送り出しおよび留学生の受け入れを推進する。	本学教員長期海外出張に、アメリカ、ドイツへ計3名派遣した。 海外からの学生受け入れで、スウェーデン、ドイツ、中国、台湾、インドより計5大学、18名の学生を受け入れた。
Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1. 組織運営体制の改善に関する目標 ○ 理事長のリーダーシップを基盤とした法人運営 (25)理事長のリーダーシップに基づく効率的・機動的な組織運営体制を構築して各部署の所掌業務の明確化と部署間の連携体制の整備を図るとともに、内部監査による検証・評価を通して健全な法人運営を目指す。	(25-1)法人の管理運営、業務遂行に資する人材育成のため、関係機関が開催する研修会に積極的に参加させる。	私立大学連盟、私学経営研究会等が主催する各種研修会に参加した。
	(25-2)効率的・機動的な事務体制の構築のため、法人、大学、短期大学の組織及び事務分掌の整理を行う。	・各業務執行理事の業務分掌を定め、所掌業務の明確化と意思決定の迅速化を図った。 ・機動的な事務体制の構築とガバナンス強化の観点から、法人事務局に新たに事務局長を置いた。 ・入試広報を含む学校法人全体の広報活動の企画・立案・調整業務やホームページの運営・管理を迅速かつ機動的に運営するため、法人事務局内に広報部並びに広報室を設置した。
	(25-3)学内規程等の整理を図り、業務軽減とともに法人等としての意思決定の迅速化を図る。	・寄附行為の改正に伴い評議員の定数を見直し、意思決定の迅速化を図った。
	(25-4)法人の業務運営と会計処理が法人の計画・方針に従って執行されていることを内部監査により検証・評価する。	令和7年度内部監査により検証・評価した。 (令和7年度監査実施計画書、内部監査報告書)
	(26-1)事務職員評価システムの改善と評価者、被評価者の研修を行う。	事務部全体で目標管理・自己点検評価を開始してから3年目をむかえ、評価制度の定着を図った。
○ 人事の適正化と事務等の効率化・合理化 (26)多様な人材がその能力を最大限に発揮できるように、ワークライフバランスに配慮した適切な人事考課に基づく適正な人員配置を実施し、積極的にFD活動やSD活動を展開することによって大学の機能を強化し、運営を活性化する。	(26-2)FD研修への事務職員の積極的参加を促すとともに事務職員向けSDを開発する。	事務職員がFD活動の歯科医学教育セミナー等へ参加した他、SD活動として教職員を対象にハラスメント防止対策研修会やDX推進に関するセミナーを開催した。
	(27-1)科研費等外部資金獲得のための対策として、「科研費公募説明会」及び「科研費使用ルール説明会」を開催、科研費申請手続きを分かりやすく解説し、調書作成指導等を行う。	・科研費公募説明会、科研費使用ルール説明会を実施した。 ・科研費研究計画調書のブラッシュアップを実施した。 ・科研費講習会を開催した。
Ⅳ 財務内容の改善に関する目標 1. 適正な外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 ○ 外部研究資金等の確保 (27)外部研究資金の獲得のための学内支援体制の充実に努める。	(27-2)口腔科学研究センターによる研究支援体制の強化・充実に努める。	・リサーチアシスタントの募集を実施した。
	(28-1)(19-1再掲) 附属医療機関3施設の効率的な運営を推進し、財務状況の健全化に努める。	業務プロセスの見直しを図り、院内マニュアル等を含めて施設間での情報共有を行った。
2. 経費の適正化等に関する目標 ○ 経費の適正化 (29)事業業務の集約化・合理化と外部委託の適切な利用、および各種資源の消費に対する節約意識の啓発によって経費の適正化に努める。	(29-1)事業・業務の集約化・合理化と外部委託の適切な利用を引き続き推進する。	1) 業務委託等の複数年契約化による経費削減を図った。 2) 外部委託業務内容の見直しによる経費削減を図った。 3) 医療材料調達業務の委託により、医療材料費の削減を推進した。 4) 医薬品調達代行業務委託による薬品

		費の削減を図った。 5) 現状の業務において、施設規模や業務内容を踏まえて、業務の集約化・合理化を図った。
	(29-2)光熱水費等各種経費の縮減に向け啓発活動を行う。	1) 学内会議等において、経費節減や効率的な業務推進による人件費削減について啓発活動を実施した。 2) 令和5年度に電力使用量の『見える化』を導入、上限を超えた際は各部署に使用を控える連絡をして、照明、空調、エレベーターなど電気使用量の削減取組を継続して実施した。 3) 高額医療材料の見直し等による経費削減を図った。 4) 一部で、勤務時間の変更など働き方改革を念頭に置いた取組を実施した。 5) 省エネルギー事業として照明器具のLED化に着手し、令和7年度は本館及び別館のLED化を実施した。令和8年度はさいかち坂校舎、令和9年度は新館、別棟を計画した。
○ 財務シミュレーション (30)中期的な財務のシミュレーションを行う。	(30-1)中期計画期間 今期(7年)における財務シミュレーションを行う。	中期計画期間の財務シミュレーションの案を作成した。
V 自己点検・評価および情報の提供に関する目標 1. 自己点検・評価に関する目標 ○ 自己点検・評価の実施とPDCAサイクルの活性化 (31)学内のすべての部署と職員が連携しながら定期的な自己点検・評価を実施することに加えて各種の第三者評価を受け、これらの結果をもとに必要な改善を継続してPDCAサイクルを十分に機能させるとともに、情報を適切に公表する。	(31-1)定期的な自己点検・評価を実施し、情報を適切に公表する。 (31-2)「自己点検・評価委員会」を継続的に活動し、内部質保証システムを有効に機能させる。 (31-3)機関別認証評価や歯学教育評価を含む第三者評価を定期的に受審し、大学の改善・充実に取り組む。	大学においては月1回、短期大学においては、数カ月に1度定期的な自己点検・評価を行い、適切な方法により情報の公表を行い、事業運営の透明性および説明責任の確保に努めた。 大学、短期大学ともに「自己点検・評価委員会」を継続的にを行い、大学においては、内部質保証システムの再点検を行い、組織全体としての改善意識の醸成を図った。 大学においては、2025年度は大学基準協会の分野別評価(歯学教育評価)を受審し、客観的な視点から教育・人事等の課題について検証を行った。 短期大学においては、設置後5年が経過した専攻科について、2025年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める規則に則り『教育の実施状況等の審査』を受審し、『適』の認定を受けるとともに教育の質向上に取り組んだ。
2. 情報発信等の推進に関する目標 ○ 情報発信の推進 (32)高等教育機関としての役割と存在意義を踏まえ、学校法人東京歯科大学が取り組む教育・研究・医療・社会貢献・国際化等に関する取り組みの情報を積極的に開示・発信する。	(32-1)大学の取り組みを大学のホームページ、研究成果を機関リポジトリにより広く社会に情報発信する。 (32-2)(23-2再掲)公開講座等において市民向けに教育研究成果を発信する。	大学のホームページにより大学の取り組みを、機関リポジトリにより研究成果の情報発信を行った。 公開講座を開催し、市民向けに教育研究成果を発信した。
VI 法令遵守に関する目標 1. 高等教育機関としての法令遵守に関する目標 ○ 法令遵守 (33)個人情報保護、研究および入試不正防	(33-1)内部統制システムの整備充実を図る。	・健全な法人運営のため、寄附行為に則った理事会運営規程及び評議員会運営規程を策定した。 ・内部統制システム基本方針を定め、ホームページに公表するとともに、コンプ

止、健全な医療機関の運営など、関連する諸法令の遵守を教職員および学生を含めて全学的に推進するとともに、必要な監査機能を拡充させる。		ライアンス規程及びリスク管理規程を策定した。 ・個人情報保護方針を策定し、ホームページに公表した。
	(33-2)FD、SD 及び学生にはガイダンス等を通じて、個人情報保護、研究不正防止、入試不正防止等の法令順守を推進する。	研究倫理研修会で研究不正防止について周知した。 関係法令および社会的要請を踏まえ、ハラスメント対策、ソーシャルメディアポリシーの整備・運用、安全衛生管理体制の強化、ストーカー規制法、生成 AI の適切な利用に関する対応の検証を行い、法令遵守およびリスク管理の徹底に努めた。
	(33-3)法令や法人の諸規程との適合についての監査を強化する。	令和 7 年度内部監査により実施した。 (令和 7 年度監査実施計画書、内部監査報告書)
別表 1 教育研究組織および関連施設 1. 組織 1) 東京歯科大学歯学部 2) 東京歯科大学大学院歯学研究科 3) 東京歯科大学短期大学歯科衛生学科 2. 教育施設 1) 水道橋校舎 本館、新館、さいかち坂校舎、西棟、別棟 2) 市川校舎 スキルスラボ 3) 千葉校舎 研修 1 号棟、研修 2 号棟、体育館、グラウンド 3. 医療施設等 1) 水道橋病院 2) 市川総合病院 3) 千葉歯科医療センター 4) すがの訪問看護ステーション 4. 附属施設 1) 図書館 2) 口腔科学研究センター 3) 歯科医学教育開発センター 4) 口腔がんセンター		

(3) 教育研究の概要

① 教育研究上の基本となる組織に関する情報

東京歯科大学は、令和7年度現在、歯学部歯学科、大学院歯学研究科（博士課程）を設置している。また、歯科臨床実習及び臨床研究に関する附属施設として3つの附属病院・歯科医療センターを付設しているほか、歯科医学教育開発センター、口腔科学研究センター、口腔がんセンター、角膜センター、すがの訪問看護ステーションを付設している。

東京歯科大学短期大学は、平成29年4月から開学し歯科衛生学科を設置している。令和2年度には専攻科（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定）を設置した。

大学等	学部・研究科等	学科	課程等
東京歯科大学	歯学部	歯学科	
	大学院歯学研究科		博士課程
東京歯科大学短期大学		歯科衛生学科	
		専攻科	

② 教員組織及び教員数並びに教員の保有学位、業績に関する情報

（令和7年5月1日現在）

大学等	学部・研究科等	学科	教員数
東京歯科大学	歯学部	歯学科	303名
	大学院歯学研究科		149名
【教員の保有学位】			
教員の保有学位としては、歯学博士、博士（歯学）、医学博士、博士（医学）、博士（薬学）、学術博士、博士（農学）、博士（理学）、博士（工学）、博士（生命科学）、英文学修士、修士（文学）がある。			
東京歯科大学短期大学	歯科衛生学科		13名
【教員の保有学位】			
教員の保有学位としては、歯学博士、博士（歯学）、博士（口腔保健福祉学）、学士（教養）、学士（口腔保健学）がある。			

③ 入学試験に関する情報

令和8年度入学試験における募集人員、入学志願者数、合格者数

<東京歯科大学 歯学部>

入試方式	募集人員	入学志願者数	合格者数 (追加合格を含む)
学校推薦型選抜	約50名	104名	60名
帰国子女・留学生特別選抜	若干名	18名	2名
一般選抜（Ⅰ期）	約50名	372名	65名
一般選抜（Ⅱ期）	約15名	191名	27名
大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期）	8名	185名	46名

大学入学共通テスト利用選抜（Ⅱ期）	5名	38名	13名
学士等特別選抜 A	若干名	5名	2名
学士等特別選抜 B	若干名	3名	1名
編入学試験 A	若干名	6名	3名
編入学試験 B	若干名	5名	1名

＜東京歯科大学 大学院歯学研究科＞

入試方式	募集人員	入学志願者数	合格者数
一般入試	34名	34名	32名
社会人特別選抜		1名	1名

＜東京歯科大学短期大学 歯科衛生学科＞

入試方法	募集人員	入学志願者数	合格者数 (追加合格を含む)
総合型選抜（Ⅰ期）	約20名	55名	18名
総合型選抜（Ⅱ期）		25名	14名
総合型選抜（Ⅲ期）		0名	0名
学校推薦型選抜	約20名	34名	18名
学士等特別選抜	若干名	0名	0名
一般選抜	約10名	12名	8名

＜東京歯科大学短期大学 専攻科 歯科衛生学専攻＞

入試方法	募集人員	入学志願者数	合格者数 (追加合格を含む)
入学試験（Ⅰ期）	10名	17名	11名
入学試験（Ⅱ期）		2名	1名

④ 学生に関する情報

＜東京歯科大学 歯学部＞

【入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

建学の精神である「歯科医師たる前に人間たれ」を基本に、人物・学力ともに優秀で、将来、国民医療に貢献する歯科医療担当者としての能力・適性を十分に有する人を求めています。

1. 医療人としての倫理観や高い人間性を、常に向上心をもって追求しようと努力している人。
2. 歯科医学を学ぶための十分な資質と基礎学力を有している人。
3. 口腔の健康管理を通し、国民の医療と福祉に貢献しようとする意欲がある人。
4. 様々な問題に対して広い観点から考え、判断し、解決しようと努力できる人。
5. 他者との協調を大切にし、主体性を持って多様な人々と協同することができる人。

○入学までに身につけておいてほしいこと

本学では建学の精神に則り、口腔の健康管理を通して国民医療に貢献するために、高度な知識、技能だけでなく医療人としての倫理観や高い人間性、他者との協調性を兼ね備えた歯科医療担当者の育成を目指しています。

本学に入学を希望する諸君はこのことを理解し、本学指定の受験科目だけでなく高等学校で必修になっている科目を十分に学び、歯科医学を修得するための資質と基礎学力を身につけてください。入学者選抜にあたっては、出願時の提出書類、学力試験・小テスト、小論文、面接により、学力の3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を総合的に評価します。

入学者数	収容定員	在学者数	卒業者数	卒業後進路
134名 (編入学6名含む)	840名 1年次 140名 2年次 140名 3年次 140名 4年次 140名 5年次 140名 6年次 140名	830名 1年次 136名 2年次 138名 3年次 148名 4年次 133名 5年次 134名 6年次 141名	127名	臨床研修歯科医 123名 上記以外の者 4名
令和7年5月1日現在			令和8年3月31日現在	令和8年5月1日現在

【卒業後の進路】

歯学部卒業後、歯科医師国家試験に合格した者は、歯科医師法に基づく臨床研修を1年間受ける。卒業生の多くが本学の附属施設（水道橋病院・千葉歯科医療センター）で研修する。その後、大学院等に進学して研究者の道を志す者、勤務医となる者、開業する者等、その道は様々である。

<東京歯科大学 大学院歯学研究科>

【入学に関する基本的な方針】

歯学研究科では、次のような「研究指導者をめざす学生」ならびに「高度な専門知識を備えた専門職業人をめざす学生」を求めている。

1. 人類の持続的発展に貢献するために強い学術的関心と幅広い視野を持つ人
2. 国際的視野と高度な専門知識・語学力を身に付け、人類福祉の増進に寄与したい人
3. 既成の価値観にとらわれず、自ら問題を発見し、解決しようとする力を備えている人
4. 将来研究指導者または高度専門職業人として国際的に活躍したいという意欲のある人

入学者数	収容定員	在学者数	修了者数	修了後進路
33名	136名 1年次 34名 2年次 34名 3年次 34名 4年次 34名	125名 1年次 33名 2年次 29名 3年次 26名 4年次 37名	36名	就職者 33名 専修科 2名 その他 1名
令和7年5月1日現在			令和8年3月31日現在	令和8年5月1日現在

＜東京歯科大学短期大学 歯科衛生学科＞

【入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

東京歯科大学短期大学は、歯科衛生学の知識や技術を教育するだけではなく、医療人としての高い倫理観や他者を思いやる豊かな人間性、更には幅広い教養を育み、知識、技能、態度のバランスの取れた医療人の育成を目指している。向上心を持ち、将来、我が国の歯科医療・保健・福祉に広く貢献しようとする意欲があり、歯科衛生学を修得するための基礎学力を有する学生を受入れる。

1. 向上心・・・自身の掲げる目標に向かって、一步一步着実にステップアップすることができる。自分の行動を分析して次の行動に活かすことができる。
2. 意欲・・・歯科医療・保健・福祉を通じて社会に貢献しようとする意欲を持っている。進歩する歯科医療に対し、継続して学修していこうとする意欲を持っている。
3. 基礎学力・・・入学後の修学に必要な基礎学力を備えている。

入学者数	収容定員	在学者数	卒業者数	卒業後進路
54名	150名 1年次 50名 2年次 50名 3年次 50名	156名 1年次 61名 2年次 48名 3年次 47名	47名	就職 37名 専攻科進学 10名
令和7年5月1日現在			令和8年3月31日現在	令和8年5月1日現在

＜東京歯科大学短期大学 専攻科 歯科衛生学専攻＞

【入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

東京歯科大学短期大学専攻科は、歯科衛生学科における教育を基礎として、歯科衛生学の専門的知識及び高度な技術を教授し、歯科保健医療の発展・向上に貢献する人材を養成することを目的とし、以下に掲げる人を受け入れる。

- ・歯科衛生学の専門的知識及び高度な技術を学び、学士取得に意欲を持っている人
- ・研究心を持って、歯科衛生学の専門性を高めたい人
- ・より高度なコミュニケーション能力を身に付け、多職種と協働できる協調性のある人
- ・歯科医療の専門的知識、技能、態度を修得し、歯科衛生士の資格を有している人

入学者数	収容定員	在学者数	修了者数	修了後進路
12名	10名	12名	11名	就職 11名 進学 1名
令和7年5月1日現在			令和8年3月31日現在	令和8年5月1日現在

⑤ 教育課程に関する情報

＜東京歯科大学 歯学部＞ カリキュラム

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

本学の教育課程を通じて、歯科医師としての基本的な知識、技能、態度を修得するとともに、生涯研修・研究を行う態度、問題発見・解決能力を身につけることを学位授与の方針としています。

1. 医療人としての高い倫理観や人間性・協調性を身につけ、多様性の中で常に向上しようと努力する人。

2. 医学・歯科医学を統合的に理解して全人的な歯科医療を提供するために必要な基本的知識と技能を修得している人。
3. 積極的な自主学修態度と論理的思考および問題発見・解決のための基本的な能力を身につけている人。

【コンピテンシー】

1. アイデンティティ 「歯科医師たる前に人間たれ」という建学の精神を身につけている。
2. プロフェッショナリズム 歯科医師としての社会的使命を自覚しつつ、法と医療倫理を遵守し、医療安全に配慮しながら誠実に患者中心の医療を提供する。
3. 社会的貢献 地域社会における保健、医療、福祉、行政等の活動を通じて、国民の健康回復、維持、向上と疾病の予防に貢献する。
4. コミュニケーション 患者、家族、医療関係者やその他の人々の心理・社会的背景を踏まえながら、適切なコミュニケーションを介して良好な人間関係を構築するとともに、必要な情報を収集し、提供する。
5. チーム医療 医療従事者をはじめ、患者や家族に関わるすべての人々の役割を理解し、連携を図る。
6. 自己研鑽 常に医療の質の向上を目指し、他の医療従事者とともに研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。
7. 医学知識と問題対応能力 最新の医学および医療に関する知識を獲得し、科学的根拠に経験を加味して問題解決を図る。
8. 専門的実践能力 医療人としての適切な態度のもと、統合された知識と基本的技能を身につけ、患者のライフステージおよび全身状態と患者や家族の心理・社会的な背景を踏まえて、科学的根拠に基づいた医療を実践する。
 - 1) 適切な診察と検査によって歯科疾患を診断し、診療計画を立案する。
 - 2) 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導を実践する。
 - 3) 歯の硬組織疾患、歯髄疾患、歯周病、口腔外科疾患、歯質と歯の欠損、口腔機能の発達不全および口腔機能の低下など、一般的な歯科疾患に対応するための基本的な治療と管理を実践する。
 - 4) 歯科診療を安全に行うために、必要に応じて主治の医師等と情報を共有しながら患者の全身状態を評価する。
 - 5) 歯科診療を安全に行うために、医療事故予防のための対策を実践する。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

本学は、建学の精神である「歯科医師たる前に人間たれ」を基本に、歯科医師としての知識・技能だけでなく、高い倫理観や人間性・協調性の醸成を柱とした教育課程を編成しています。また、他領域との連携やグローバルな規模で活躍できる人材を育成するため、問題基盤型学修やグループ討論を通じて、積極性・能動性・協調性を伸ばす教育課程を編成しています。

1. 教育内容

- 1) 医療人としての高い倫理観や人間性・協調性を醸成するために、ダイアゴナル・カリ

キュラムに基づく6年一貫コミュニケーション教育を推進します。

- 2) 歯科医学専門科目を十分に理解するために、必要な基礎知識の修得を目的として個々の習熟度に応じた教養教育のカリキュラムやITリテラシー教育を実施します。
- 3) 医学・歯科医学を統合的に理解して全人的な医療を提供するために、ITを活用した豊富な教育資源を活用した医学系科目を含む多元的かつ重層的な専門科目のカリキュラムを実施します。
- 4) 国際人としての素養を身につけるために、姉妹校における海外研修を推進します。
- 5) 研究マインドを備えた歯科医療人となるために、卒業論文研究を推進します。

2. 教育方法

- 1) 主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニング（能動的学修：グループワーク、ディベート、体験学修、調査学修、等）を取り入れた教育方法を教養教育、ITリテラシー教育、専門科目、海外研修、卒業論文研究で実施します。
- 2) 積極的な自主学修態度と論理的思考および問題発見・解決能力を修得するために、問題基盤型学修カリキュラムを主に専門科目で実施します。
- 3) 質の高い歯科医療を提供するために、充実した臨床基礎実習と特色ある本学の3病院における診療参加型臨床実習を実施します。
- 4) 積極的な自主学修の習慣を形成するために、充実した環境を整備します。

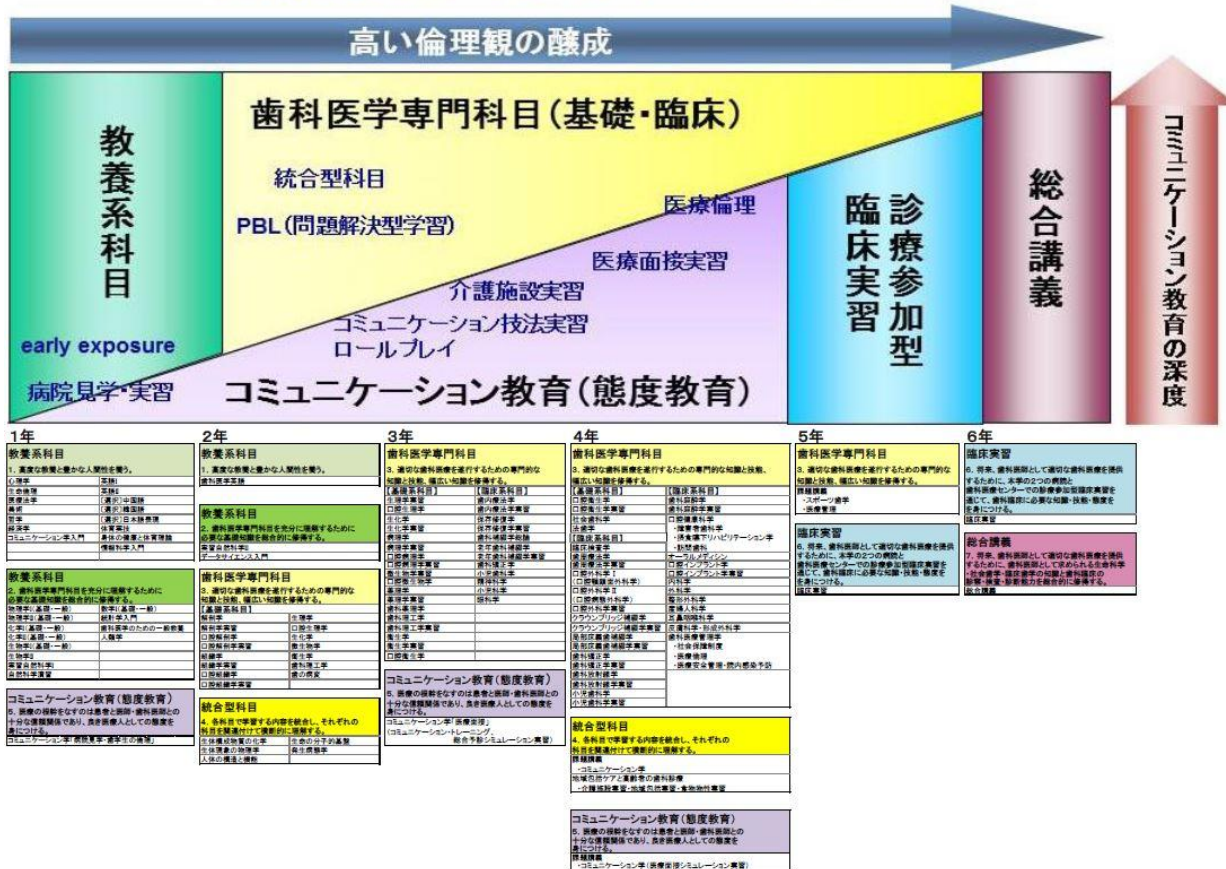
3. 評価

- 1) 学修成果を総合的かつ客観的に評価するために、歯科医療の実践に必要な知識については、各学年終了時に6年間一貫した総合学力試験を軸とする総括的評価を行います。
- 2) 歯科医師として必要な技能については、臨床基礎実習での技能評価と診療参加型臨床実習での技能評価をもって総括的評価を行います。
- 3) 歯科医師として必要な態度については、第1～4学年のコミュニケーション学での観察記録を軸とする態度評価と診療参加型臨床実習での態度評価をもって総括的評価を行います。

【学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）】（抜粋）

東京歯科大学では、学生が修得した知識、技能並びに態度を多面的に評価するとともに、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーに基づき、機関レベル（大学）・教育課程レベル（歯学部・歯学科）・科目レベル（授業・科目）の3段階で、効果的な教育方法等によって実行されているかを検証します。

東京歯科大学 カリキュラムマップ



【教養系科目】

教養系科目では、高度な教養と豊かな人間性を養い、歯科医学専門科目を十分に理解するために必要な基礎知識の総合的習得を目標としている。

一般教養科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目によって構成され、入学時のプレースメント・テスト等を活用し、理科・数学・英語系科目では、コース別授業や理解度別の授業を実施し、個々の習熟度に対応する柔軟なカリキュラムとなっている。選択語学においては、留学生の日本語力向上のため、日本語表現を開講している。また、情報科学入門では、活用スキルや情報倫理を学習し、本学の充実した環境を活用する能力を伸ばしている。

【歯科医学専門科目】

歯科医学専門科目では、適切な歯科医療を遂行するための専門的な知識と技能、幅広い知識を習得することを目標とし、さらに社会の福祉に貢献できる豊かな人間性の育成を目指している。授業では、画像・動画を活用したデジタルコンテンツも多く活用され、人体のしくみやよはたらき、物質の代謝、病気が発生する原因とメカニズムなどの現象を理解しやすい工夫されている。臨床系科目では、疾病に対する正確な検査・診断法を学ぶとともに、新しい歯科医療材料や方法を応用した治療法など、高度な歯科医療行為を行うための知識と基本的な技能を最新の実習器材を用いて学習している。臨床の基本的な技能を学習する臨床基礎実習室には、多彩な視聴覚機能・実習設備が備えられ、実際の診療に即した技能を身につけられる。実習に

においては学生対教員の比が平均 8 対 1 という少人数指導体制で、密度の高い教育が実践されているのが特徴である。

【統合型科目】

それぞれの科目を関連付けて横断的に理解するために、教養と専門の統合科目である「生命の分子的基盤」「生体構成物質の化学」「生体現象の物理学」「人体の構造と機能」、基礎と臨床の統合科目である「発生病態学」等を導入し、実際の臨床の現場でも応用できるようにしている。また、令和 4 年度より第 3 学年生を対象に、これから学修する臨床系科目と、既に学修している教養科目、基礎系科目との関連性について考える講演を行っている。

さらに、健康寿命の延伸に向けて進められる地域包括ケアシステムの中で、高齢者を中心とした安全な歯科医療の展開と多職種連携について医学・歯科医学を統合的に理解するために「地域包括ケアと高齢者の歯科診療」を平成 29 年に開講し、平成 30 年度には大妻女子大学と包括協定を締結したうえで相互の大学で実習を行い、「臨床栄養学の知識」の習得に努めている。併せて令和 6 年度からは地域包括ケアシステムを学ぶため、都内の地域包括支援センターでの実習を実施している。

【コミュニケーション教育（態度教育）】

医療の根幹をなすのは患者と医師・歯科医師との十分な信頼関係であり、その基盤の上に立ちつつ優れた知識と技能を持つ医療者となって初めて全人的医療、すなわち患者の立場に立った、患者の心を思いやる医療が可能となる。本学では、高度な知識・技能のみならず、良き医療人としての態度を身につけた歯科医師を輩出するため、コミュニケーション教育（態度教育）の充実を図っている。コミュニケーション教育を実施するにあたっては、短期集中型の講義・実習では人間形成の点から良質な成果を望むことは難しいので、在学中の各年次において何らかの形で段階的・継続的かつ漸増的に行われるようなカリキュラムが組まれている（コミュニケーション教育におけるダイアゴナル・カリキュラム）。その教育内容は、様々な形態の学習とこれに対する学内外からの多面的評価によって行われ、1 年次から 6 年次まで時期、レベルに応じた教育が行われている。

【PBL（問題志向型学習）】

PBL（Problem Based Learning）の手法を積極的に導入し、自ら問題を発見し、解決法を見出す学習法により、患者の心理や全身状態に配慮した総合的診断能力を身につけられるように取り組んでいる。これは、1, 2 年の低学年から、3~5 年の高学年に至るまで継続的かつ段階的に実施し、生涯学習へとつながる能動的学習習慣を身につけられるように配慮されている。

【臨床実習（診療参加型臨床実習）】

臨床実習は、第 5 学年から始まり、水道橋病院、市川総合病院、千葉歯科医療センターでの臨床講義、示説、見学その他、教員によるマンツーマンの指導のもと、直接患者を担当する診療参加型の実習を行っている。多くの患者が来院され、豊富な症例を体験できる環境が整ってい

る。特に、市川総合病院における臨床実習は、歯学部学生が一般医学臨床部門の見学と示説を通して一般医学知識を習得することを目標としており、本学の特色の一つとなっている。また、歯科・口腔外科では、全身疾患を有する患者の歯科・口腔領域における治療の実際を習得するための臨床実習を行った。また、千葉歯科医療センターでの実習では、キャンパス内に宿舎を整備しており、学生は実習期間中に宿泊している。さらに、施設内のフリースペースを活用し、Zoomによる補講を実施するなど、学力の定着にも努めている。2つの病院と歯科医療センターの特色を生かした臨床実習カリキュラムは他歯学部にも例をみない本学独自のものであり、本学の歯科医学教育に対する姿勢を如実に示すものである。

【総合講義】

臨床実習終了後には、これまでに学んだ基礎系・臨床系科目の内容と臨床実習での症例から得られる経験とを踏まえて、歯科医学専門科目の総括的な知識の整理を目的とした「総合講義」を受講する。ここでは、重要ポイントをおさえた講義に加え、ポステストやその解説などを通して、学生の理解度を見極めながら進めていく。これにより、歯科医師として求められる生命科学・社会歯学・臨床歯学の知識と歯科臨床の診察・検査・診断能力を総合的に修得する。

令和7年度は、下記の日程で授業・試験等が行われた。

令和7年度学年暦

年 月 日	曜	行 事 予 定
2025年 4月 1日	火	新入生・編入生オリエンテーション
4日	金	5年生授業開始
5日	土	入学式
7日	月	新入生プレースメントテスト
8日	火	2・3・4年生オリエンテーション 新入生健康診断
9日	水	1～4年生前期授業開始 5年生登院式（予定）
23日	水	｝フレッシュマンセミナー（予定）
25日	金	
28日	月	｝1～4年生休講日（4/26～5/6 連休）
5月 2日	金	
29日	木	6年生第1回総合学力試験（30日（金）まで）
6月 13日	金	実験動物供養祭（3年生）（予定）
28日	土	6年生第2回総合学力試験（29日（日）まで）
9月 2日	火	1～4年生前期授業終了
3日	水	1～4年生前期授業（予備日）（4日（木）まで）
10日	水	1、2、4年生前期定期試験（19日（金）まで） 3年生前期定期試験（18日（木）まで）
19日	金	3年生対象セミナー
22日	月	1～4年生後期授業開始
25日	木	5年生第1回総合学力試験
10月 15日	水	振替授業（月曜日分）
27日	月	6年生第3回総合学力試験（28日（火）まで）
30日	木	1～4年生授業予備日
11月 1日	土	｝東歯祭（10月31日（金）は準備日）
2日	日	

	5日	水	解剖慰霊祭（2年生）（予定）
	23日	日	学校推薦型選抜、帰国子女・留学生特別選抜 編入学A、学士等特別選抜A
12月	23日	火	1～4年生前期追・再試験（12月26日（金）まで）
	27日	土	1～4年生冬期休暇開始（1月8日（木）まで）
2026年	1月	5日	5年生第2回総合学力試験
	6日	火	6年生第4回総合学力試験（7日（水）まで）
	9日	金	1～4年生授業再開
	19日	月	1～4年生後期授業終了 5年生共用試験CPX学内実施点検
	20日	火	1～4年生後期授業（予備日）（21日（水）まで）
	24日	土	4年生臨床実習前共用試験（OSCE）実施前点検（教職員のみのみ）
	25日	日	4年生臨床実習前共用試験（OSCE）
	28日	水	4年生臨床実習前共用試験（CBT）
2月	2日	月	一般選抜（Ⅰ期）大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期）
	4日	水	1～4年生後期定期試験（13日（金）まで）
	6日	金	5年生共用試験CSX実施前点検
	7日	土	5年生共用試験CSX
	12日	木	本学創立記念日
	17日	火	4年生総合学力試験
	18日	水	1年生総合学力試験
	19日	木	2年生総合学力試験
	20日	金	3年生総合学力試験
	21日	土	4年生臨床実習前共用試験（OSCE）追・再試験
	25日	水	4年生臨床実習前共用試験（CBT）追・再試験
	26日	木	1～4年生後期追・再試験（3月4日（水）まで）
	28日	土	5年生共用試験CSX追・再試験
3月	6日	金	1・2年生総合学力追・再試験
	7日	土	一般入学選抜（Ⅱ期）、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅱ期） 編入学B、学士等特別選抜B
	11日	水	3・4年生総合学力追・再試験
	12日	木	第131回卒業式（予定）
	13日	金	5年生総合学力追・再試験

＜東京歯科大学短期大学 歯科衛生学科＞ カリキュラム

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

カリキュラム・ポリシーに基づき構築された各授業科目に合格することによりコンピテンシー（学修成果）を修得したものとして認定する。一つひとつの授業科目に合格し、コンピテンシーの修得を積み重ねること、最終学年において全ての授業科目に合格することにより、本短期大学が示すディプロマ・ポリシーに示した人材に到達した者として学位を授与する。

1. 歯科衛生士として歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを通じて、個人の健康を増進させ、人々の健康づくりを支援できる能力をもつ人材
2. 高齢社会の進展に伴い必要とされる歯科医療の変化を把握し対応できる人材
3. 医療、介護の総合的な確保が地域包括ケアシステムにおいて推進される中で、専門職として多職種と協働して歯科保健医療が提供できる人材
4. 教養と自己開発能力を有する自律性を持ち、地域社会の様々な場に対応できる人材

【コンピテンシー（行動特性・能力）】

ディプロマ・ポリシー（卒業認定、学位授与の方針）を満たすための要素として、コンピテンシー（行動特性・能力）を「学修成果」と位置付けてディプロマ・ポリシーと関連付けて示している。

1. アイデンティティ・人間力：建学の精神である「ヒューマニズム」を尊重した教育理念を理解し、幅広い教養と深い感性を身に付け行動する。
2. 倫理に基づく行動力：医療人として、法と医療倫理を遵守するとともに高い倫理観に価値を置いて行動する。
3. 社会貢献力：地域社会における保健、医療、福祉、行政等の活動を通じて、国民の健康回復、維持、向上と疾病の予防に貢献する。
4. コミュニケーション能力：患者、家族、医療関係者やその他の人々の心理・社会的背景を踏まえながら、状況に応じて相手を尊重して対話する。
5. チーム医療・協働する力：歯科医師、医師、連携する全ての医療従事者や患者・家族に関わるすべての人の役割を理解し、チーム医療の担い手として協調・協働する。
6. 自己研鑽力：主体的に学び、他の医療従事者とともに研鑽しながら生涯にわたって自律的に学び続ける。
7. 問題探求力：課題の本質に目を向け問題意識を持ち探求する。
8. プロフェッショナルリズム・専門的実践能力：歯科衛生士としての社会的使命を自覚し、医療人としての適切な態度のもと、統合された知識と基本的技能を身につけ、臨床において実践する。

ディプロマ・ポリシーとコンピテンシーの対応

ディプロマ・ポリシー	コンピテンシー（学修成果）							
	①人間力	②倫理に基づく行動力	③社会貢献力	④コミュニケーション能力	⑤協働する力	⑥自己研鑽力	⑦問題探求力	⑧専門的実践能力
1. 歯科衛生士として歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを通じて、個人の健康を増進させ、人々の健康づくりを支援できる能力をもつ人材	○		○	○				○
2. 高齢社会の進展に伴い必要とされる歯科医療の変化を把握し対応できる人材	○	○				○	○	○
3. 医療、介護の総合的な確保が地域包括ケアシステムにおいて推進される中で、専門職として多職種と協働して歯科保健医療が提供できる人材	○	○		○	○		○	○
4. 教養と自己開発能力を有する自律性を持ち、地域社会の種々な場に対応できる人材	○		○	○	○	○		○

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

1. 歯科衛生士業務である歯科疾患の予防処置、歯科診療補助及び歯科保健指導の専門性を高めるために、時代に対応した高度な歯科医療に関する知識及び技能を修得する。
2. 高齢社会において、楽しく、美味しく、安全な食事を支援するためには、食べる機能を担う口腔機能の維持増進が重要という考えから、口腔機能の変化や機能障害を把握し、統合して支援を行うための知識と技能と態度を修得する。
3. 医学歯学のみならず、福祉など幅広い分野を学び、これらを統合して身につけることによって、医療・福祉の各領域の視点を持ちつつ、多職種と協働しながら、歯科衛生の立場から総合的な知識と技能を駆使して人々の健康づくりに寄与するための知識と技能と態度を修得する。

【アセスメントプラン（学修成果の評価・改善の方針）】

アセスメントプランの基本構成

区 分	入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー) 入学時（入学前） アドミッション・ポリシーで示した資質・能力の適切性	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) 在学中 カリキュラム・ポリシーに基づき設計されたカリキュラムの適切性	卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) 卒業時（卒業後） ディプロマ・ポリシーで示した資質・能力の適切性
機関レベル	・ 進級時の成績/GPA ・ 進級率、留年率、退学率、休学率 ・ 卒業研究 ・ 歯科衛生士国家試験合格率 ・ 就職率・進学率 ・ 卒業生アンケート ・ 就職先アンケート ・ 高等学校との意見交換 ・ 有識者からの評価 上記の他、以下の各指標を総合的に分析して、学修成果の総括的な評価を行う		
カリキュラムレベル (1 年次) (2 年次) (3 年次)	・ 各入学試験 ・ 基礎学力テスト ・ 入試制度別成績/GPA	・ 進級・卒業成績/GPA ・ 総合学力試験(卒業試験) ・ 臨床・臨床実習成績 ・ 進級率、留年率、退学率	・ 歯科衛生士国家試験問題分析 ・ 通算成績/通算 GPA ・ 卒業生アンケート
授業科目レベル		・ 科目評価 ・ 科目試験成績 ・ 出欠席 ・ 授業評価 ・ シラバスチェック (DP との関連、達成度調査)	

【一般教養科目】

本学の一般教養科目では、人間や社会を総合的に理解する幅広い教養と知識を身につけることで、豊かな人間性や高い倫理観、多彩な表現力などを育むことを目的とする。そのため本学科では、「一般教養科目」の3つの科目群「人間と行為」「生活と環境」「外国語」それぞれに必修科目を設け、バランスよく科目が履修されるよう選択科目を配置する。本学の考える「幅広い教養教育」は、「高い倫理観」と「豊かな人間性」を身に着け、「新しい状況に的確に対応できる」力を養うためのものである。

【専門科目】

保健医療専門職として求められる知識・技能・態度の基礎を学ぶことを目的として、人間としての心身の構造・機能や健康を支える仕組みについて学び、人々の健康を幅広く科学的に支援する視

点を養う。さらに、この科目群において、歯科領域のみならず、歯科衛生に関して科学的根拠に基づく専門的知識と実践技能を学ぶとともに、創造的・研究的な自己研鑽を継続的に維持する能力を育むことを目的とする。歯科衛生士という立場から健康支援をするため、そのベースとなる科目からなる「基礎歯科衛生」と、より専門的に歯科衛生の学びを深める「医療と福祉の統合歯科衛生」、「地域保健歯科衛生」、「臨床・臨地実習」の4科目群、及び「研究」、「総合演習」を加える形で、系統的に歯科衛生学を学修する機会を提供する。

令和7年度は、下記の日程で授業・試験等が行われた。

令和7年度短期大学学年暦

年 月 日	曜	行 事 予 定
令和7年 4月 1日	火	歯科衛生学科新入生オリエンテーション（～7日(月)） 専攻科新入生オリエンテーション
2日	水	3年生オリエンテーション（～3日(木)）
3日	木	3年生学内模擬試験 専攻科新入生 オリエンテーション
4日	金	入学式
7日	月	3年生Ⅱ期臨床・臨地実習開始 2年生オリエンテーション
8日	火	1・2年生前期授業開始
11日	金	3年生前期授業開始
5月 8日	木	学生健康診断
6月 28日	土	日本老年歯科医学会参加（～29日(日)）
7月 12日	土	3年生和洋国府台女子中学校高等学校 実習
19日	土	1・2年生夏季休暇（～8/31(日)）
29日	火	3年生学内模擬試験
8月 1日	金	3年生夏季休暇（～8/31(日)）
9月 1日	月	1～3年生前期授業再開、3年生Ⅱ期臨床・臨地実習再開
4日	木	3年生前期授業終了
9日	火	1・2年生前期授業終了
10日	水	3年生Ⅱ期臨床・臨地実習終了
11日	木	1・2年生前期定期試験期間開始 3年生前期定期試験
16日	火	3年生Ⅱ期臨床・臨地実習補充期間（～19日(金)）
19日	金	2年生前期定期試験終了
22日	月	2年生臨床・臨地実習オリエンテーション（～30日(火)） 3年生Ⅲ期臨床・臨地実習オリエンテーション（～30日(火)）
26日	金	1年生前期定期試験終了
29日	月	1年生後期授業開始
10月 1日	水	2・3年生後期授業開始 2年生臨床・臨地実習開始式
2日	木	3年生卒業研究発表会（2年生出席）
6日	月	3年生Ⅲ期臨床・臨地実習開始
11日	土	総合型選抜（Ⅰ期）
11月 4日	火	3年生Ⅲ期臨床・臨地実習終了
8日	土	学校推薦型選抜、学士選抜
15日	土	修学指導に関する保護者説明会
22日	土	専攻科入学試験（Ⅰ期）

令和8年	12月	1日	月	1・2年生 前期追・再試験(～24日)
		4日	木	3年生 第1回 卒業試験
		6日	土	総合型選抜(Ⅱ期)
		14日	日	専攻科 学位授与機構・小論文試験
		20日	土	2年生冬季休暇(～1/5)
		25日	木	1・3年生冬季休暇(～1/7)
	1月	6日	火	2年生 I期臨床・臨地実習再開
		8日	木	1～3年生 後期授業再開
		13日	火	2年生 臨時休講
		16日	金	3年生 第2回 卒業試験
		24日	土	専攻科入学試験(Ⅱ期)
		26日	月	1年生 後期授業終了
	2月	1日	日	一般選抜
		4日	水	1年生 後期定期試験(～18日)
		5日	木	2年生 後期定期試験
		9日	月	3年生 第3回 卒業試験
		12日	木	東京歯科大学創立記念日(休業)
		27日	金	2年生 I期臨床・臨地実習終了
	3月	1日	日	第34回歯科衛生士国家試験
		2日	月	1・2年生 後期追・再試験(～9日)
				2年生 I期臨床・臨地実習補充期間(～9日)
		6日	金	総合型選抜(Ⅱ期)
		13日	金	短期大学7期生卒業式・専攻科第6期生修了式
		19日	木	新3年生Ⅱ期臨床・臨地実習オリエンテーション(～24日)
		25日	水	春季休暇(～31日)

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関する情報

大学等	学部・研究科等	修業 年限	必要修得 単位数	取得可能な 学位及び専攻名称
東京歯科大学	歯学部	6年	別表Aに表示	学士(歯学)
	大学院歯学研究科	4年	別表Bに表示	博士(歯学)
東京歯科大学 短期大学	歯科衛生学科	3年	別表Cに表示	短期大学士(歯科衛生学)
	専攻科歯科衛生学専攻	1年		学士(口腔保健学) ((独)大学改革支援・学位授与機構より授与)

A. 歯学部科目履修方法

1. 授業科目及び履修単位数と授業時間数

(1) 教養科目及び履修単位数

授業科目			必修	選択	備考
一般教育科目	人文科学・社会 科学関係科目	心理学	4		
		生命倫理	2		
		法学	2		
		美術	2		
		哲学	2		
		経済学	2		

	自然科学関係 科目	物理学	2		
		化学	2		
		生物学	3		
		実習自然科学	2		
		自然科学演習	4		
外国語科目		英語	5		
		日本語表現		3	3 単位選択
		中国語		3	
		韓国語		3	
保健体育科目		体育実技	2		
		身体健康と体育理論	1		
基礎教育科目		数学	3		
		歯科医師に必要な一般教養	2		
		コミュニケーション学入門	1		
		人類学	2		
		統計学	2		
		情報科学	2		
		生命の分子的基盤	2		
		生体構成物質の化学	1		
		生体現象の物理学	1		
		人体の構造と機能	1		

(2) 専門教育科目及び授業時間数

授業科目		授業時間数
解剖学	解剖学・同実習	168
	口腔解剖学・同実習	96
組織・発生学	組織学・同実習	96
	口腔組織学・同実習	72
	歯の病変	24
生理学	生理学・同実習	120
	口腔生理学	48
生化学	生化学・同実習	120
病理学	病理学・同実習	96
	口腔病理学・同実習	96
	臨床検査学	24
微生物学	微生物学・同実習	96
	口腔微生物学	24
薬理学	薬理学・同実習	96

	歯科薬理学	24
歯科理工学	歯科理工学・同実習	120
衛生学	衛生学・同実習	72
	口腔衛生学・同実習	72
法歯学・法人類学	法歯学	24
社会歯科学	社会歯科学	24
歯内療法学	歯内療法学・同実習	120
歯周病学	歯周療法学・同実習	96
保存修復学	保存修復学・同実習	144
小児歯科学	小児歯科学・同実習	96
口腔顎顔面外科学	口腔顎顔面外科学	48
口腔病態外科学	口腔病態外科学	48
口腔外科学	口腔外科学・同実習	12
老年歯科補綴学	老年歯科補綴学・同実習	120
クラウンブリッジ補綴学	クラウンブリッジ補綴学・同実習	144
パーシャルデンチャー補綴学	局部床義歯補綴学・同実習	120
	歯科補綴学総論	24
歯科矯正学	歯科矯正学・同実習	96
歯科放射線学	歯科放射線学・同実習	60
歯科麻酔学	歯科麻酔学・同実習	60
口腔健康科学	口腔健康科学（障害者歯科学、摂食嚥下リハビリテーション・訪問歯科）	15
口腔インプラント学	口腔インプラント学・同実習	48
オーラルメディシン・病院歯科学、口腔腫瘍外科学	オーラルメディシン	24
内科学	内科学・診断学 同臨床示説	48
外科学	外科学 同臨床示説	48
講座外	関連臨床医学・同示説	72
総合	課題講義 ・医療管理 ・スポーツ歯学	22
	地域包括ケアと高齢者の歯科診療	38
	コミュニケーション学	42
	発生病態学	24
	歯科医療管理学	48

	(社会保障制度・医療倫理・医療安全管理)	
	総合講義	734
臨床	臨床実習	1,296

専門教育科目の総授業時間数は、4,800 時間以上とし、これを超えて授業する場合の増加時間は、おおむね 600 時間を限度とする。

2. 単位の算定及び履修方法

(1) 単位は、次の算定基準によりこれを計算する。

講義については、教室内における 1 時間の講義に対して教室外における 2 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 2 時間 (90 分) 15 週の講義をもつて 2 単位とする。

演習については、教室内における 2 時間の演習に対して教室外における 1 時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週 2 時間 (90 分) 15 週の演習をもつて 1 単位とする。

実習実技等については、すべて実習室、運動場等で行われるものとし、毎週 3 時間 15 週の実習又は実技をもつて 1 単位とする。

(2) 必修科目は、その全部を履修しなければならない。

(3) 選択科目の履修については、毎年所定の期間中に届け出なければならない。

(4) 専門教育科目の履修方法は、講義については 1 回の時間を 90 分とし、実習については、1 回の時間を 3 時間とする。

B. 大学院歯学研究科科目履修方法

学生は 4 年以上在学し、主科目・選択科目を合わせて 30 単位以上を履修し、更に独創的研究に基づく学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげたものについては、大学院に 3 年以上在学すれば足りるものとしている。

歯学研究科では、特定の分野について専門的な知識の習得に限らず、関連する分野についても十分な知識を得て研究を進められるようカリキュラムが組まれており、平成 23 年度より主科目以外に必修科目を設置した。

必修科目	選択科目
・(所属講座・研究室の)「主科目」(通年) ・「研究情報学・医療統計学」 ・「細胞学・材料学」 ・「病態学」 ・「咬合学」 ・「大学院セミナー」 (通年：学内外の講師によるセミナー)	・(他講座・研究室での)「副科目」(通年) ・「大学院セミナー」 (通年：学内外の講師によるセミナー) ・英語能力測定テスト(TOEFL および IELTS)の受験による単位

C. 短期大学科目履修方法

1. 歯科衛生学科 授業科目、履修単位数

区分		授業科目	配当年次	単位数		一単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件
				必修	選択		
一般教養科目	人間と行為	心理学	1 前		2	15	必修 10 単位 + 選択 7 単位以上
		法学	1 前		2	15	
		生命倫理	1 後	2		15	
		コミュニケーション理論と実際	1 前	2		15	
	生活と環境	生物学	1 前	1		30	
		情報リテラシー	1 前	1		30	
		経済学	1 前		2	15	
		国際保健学	1 前		1	15	
		統計学	1 後	1		30	
		食育論	1 後		2	15	
	外国語	英語 I (基礎英語)	1 通	2		30	
		英語 II (歯科衛生士英語)	2 前	1		30	
		中国語	1 前		1	30	
		韓国語	1 後		1	30	
	計 (履修方法・卒業要件)						17
専門科目	基礎歯科衛生	解剖・口腔解剖学	1 前	2		15	必修 34 単位
		組織・口腔組織学	1 前	1		15	
		生理・口腔生理学	1 前	2		15	
		病理・口腔病理学	1 前	2		15	
		微生物・口腔微生物学	1 前	2		15	
		公衆衛生学	1 前	1		15	
		口腔衛生学	1 前	2		15	
		生化学	1 前	2		15	
		薬理・歯科薬理学	1 後	2		15	
		歯科感染予防学	1 後	1		15	
		歯科放射線学	1 後	1		15	
		歯科材料学	1 後	1		15	
		歯内療法学	1 後	1		15	
		保存修復学	1 後	1		15	
		歯周病学	1 後	1		15	
		歯科補綴学	1 後	2		15	
		臨床栄養学	2 前	1		15	
		看護学概論	2 前	2		15	
		保健医療福祉論	2 前	2		15	
		歯科矯正学	2 前	2		15	
		口腔外科学	2 前	2		15	
		口腔インプラント学	2 前	1		15	
	医療と福祉の統合歯科衛生	歯科衛生学概論	1 前	2		15	必修 22 単位
		歯科疾患予防論	1 前	2		15	
		小児歯科学	1 後	2		15	
		スペシャルニーズ歯科学	1 後	1		15	
		高齢者歯科学	1 後	2		15	

		全身管理学	2 前	1		15	
		実習Ⅰ（歯科予防処置）	1 後～ 2 前	2		45	
		実習Ⅱ（歯科診療補助）	1 後～ 2 前	2		45	
		口腔機能リハビリテーション論	2 前	1		15	
		演習Ⅰ（障害者歯科・摂食機能療法）	2 前	1		30	
		在宅歯科衛生管理論	2 前	1		15	
		医科疾患患者への歯科衛生	2 後	2		15	
		専門職間の連携活動論	2 後	2		15	
		キャリアデザイン	3 前	1		30	
	地域保健 歯科衛生	歯科保健指導論	1 後	2		15	必修 9 単位
		歯科衛生統計学	1 後	1		15	
		歯科衛生実践論	2 前	2		15	
		地域歯科衛生学	2 前	1		15	
		実習Ⅲ（歯科保健指導）	2 前	1		45	
		演習Ⅱ（歯科保健指導）	2 後	1		30	
		演習Ⅲ（地域歯科衛生）	3 前	1		30	
	臨床・ 臨地実習	臨床・臨地実習Ⅰ	2 後	8		45	必修 20 単位
		臨床・臨地実習Ⅱ	3 前	9		45	
		臨床・臨地実習Ⅲ	3 後	3		45	
	研究	卒業研究	2・3 通	3		30	必修 3 単位
	総合演習	総合演習	3 通	4		30	必修 4 単位
	計（履修方法・卒業要件）						92
	卒業要件（最低単位数）						109

2. 専攻科 授業科目、履修単位数

区分	授業科目	配当 年次	単位数		一単位 当たりの時間 数	履修方 法及び 卒業要 件
			必修	選択		
専攻科目	社会保障学特論	1 前	2		15	必修 31 単位
	口腔保健学総論	1 前	2		15	
	口腔保健学特論	1 前	2		15	
	スペシャルニーズ口腔保健学	1 後	2		15	
	歯科治療学特論	1 前	2		15	
	口腔と全身の健康学	1 後	2		15	
	チーム医療特論	1 後	2		15	
	チーム医療特別実習	1 後	2		45	
	臨床臨地特別実習	1 通 年	9		45	
	専攻科研究	1 通 年	4		30	
	キャリアデザイン論	1 前	2		15	

3. 単位の算定及び履修方法

- (1) 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。
- (2) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 1 科目について、講義、演習、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して本短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (5) 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、必要な学修等を考慮して単位数を定め、これらの学修の成果を評価して単位を授与する。

⑦ 学修環境に関する情報

東京歯科大学歯学部及び東京歯科大学短期大学では、水道橋キャンパスを拠点とし、東京という地の利を生かした学修環境の構築に努めている。また、水道橋キャンパスには水道橋病院、市川キャンパスには市川総合病院、千葉キャンパスには千葉歯科医療センターを有し、臨床教育施設としての役割も担っている。

【水道橋キャンパス】

〈水道橋校舎本館〉

所在地： 東京都千代田区神田三崎町 2－9－1 8

主な交通手段：

- ① JR 水道橋駅下車→東口改札口を出て右手すぐ
- ② 都営地下鉄三田線 水道橋駅下車→「A2」出口を出て、JR 水道橋駅方面 徒歩 2 分

キャンパスの概要： 11 の歯科診療科および内科・眼科の 13 診療科を有する、最先端の施設・設備を取り入れた都市型拠点病院があり、歯学部 5 年次の臨床教育、歯科医師臨床研修の場としても更なる発展を続けている。また、短期大学が置かれている。

〈水道橋校舎新館〉

所在地： 東京都千代田区神田三崎町 2－1－1 4

主な交通手段：

- ① JR 水道橋駅下車→東口改札口を出て右手方向徒歩 2 分
- ② 都営地下鉄三田線 水道橋駅下車→「A2」出口を出て、JR 水道橋駅方面 徒歩 4 分

キャンパスの概要： 3 つの基礎系講座、実習講義室他、図書館等を有する。また歯学部 3・4・6 年次のメインキャンパスとして、カリキュラムと連動した教育体制を整えている。

〈さいかち坂校舎〉

所在地： 東京都千代田区神田駿河台 2－9－7

主な交通手段： JR 御茶ノ水駅下車 御茶ノ水橋口より徒歩 5 分

キャンパスの概要： 地下 1 階、地上 8 階建てで地下 1 階と 3 階に学生ラウンジ、1 階に事務室、2 階に中講義室、4 階に第 1 講義室、5 階にウェット実習講義室、6 階にドライ実習講義室、7 階に図書館、8 階に教授室や学生相談コーナーを配置し、歯学部 1・2 年次のメインキャンパスとして機能している。

【千葉キャンパス】

所在地： 千葉県千葉市美浜区真砂 1－2－2

主な交通手段：

- ① JR 稲毛駅下車→千葉海浜バス（1 番乗場）「稲毛海岸駅行き（歯科大経由）」乗車→東京歯科大正門下車（所用時間：約 10 分）
- ② JR 稲毛海岸駅下車→千葉海浜バス（4 番乗場）「稲毛駅行き（歯科大経由）」乗車→東京歯科大正門下車（所用時間：約 10 分）
- ③ 京成稲毛駅下車→徒歩約 15 分

キャンパスの概要： 千葉歯科医療センターで、5 年次の臨床実習が行われている。臨床実習期間中は、施設内の研修 1 号棟に約 2 週間に亘り宿泊し、班員と共同生活を行っている。

運動施設の概要： 体育館には武道場、卓球場、剣道場、柔道場、トレーニング室があり、その他、研修 2 号棟（合宿棟）、人工芝グラウンド、全天候型テニスコート 2 面、弓道場、自動車部ガレージを擁している。

【市川キャンパス】

所在地： 千葉県市川市菅野 5－1 1－1 3

主な交通手段：

- ① JR 市川駅下車→京成バス（2 番乗場）「市川学園行き」乗車→「市川総合病院」下車（所用時間：約 15 分）
- ② 京成電鉄「市川真間駅」下車→改札口をでて左側の階段を降り直進→京成バス「市川真間駅」停留所より「市川学園行き」乗車→「市川総合病院」下車（所用時間：約 10 分）

キャンパスの概要： 歯科学生に対する一般医学教育を充実させることを目的として昭和 21 年に開院した。現在は総合病院に発展し、専任教員により歯科学生への臨床医学教育を行っている。平成 18 年には口腔がんセンターが開設され、より専門的な医療を行っている。歯学部・短期大学学生だけでなく、臨床研修医や看護職種をはじめとする職員の研修にも効果をあげているスキルラボや訪問看護ステーションが設置されている。地域の中核病院の機能を持ち、多くの医療スタッフを擁し、医療連携と多職種協働によるチーム医療を学修する。

⑧ 学生納付金に関する情報（令和7年度入学者について）

＜東京歯科大学 歯学部＞

(1) 入学年度学生納付金額（9,400,000円）

	金 額	納入時期
入学金	600,000 円	学校推薦型選抜、帰国子女・留学生特別選抜、編入学 A、 学士等特別選抜 A 令和 6 年 12 月 4 日～12 月 11 日 一般選抜（Ⅰ期）、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期） 令和 7 年 2 月 7 日～2 月 14 日 一般選抜（Ⅱ期）、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅱ期）、 編入学 B、学士等特別選抜 B 令和 7 年 3 月 12 日～3 月 17 日
歯学教育充実費	4,300,000 円	
施設維持費	1,000,000 円	
授業料	3,500,000 円	※入学時一括納入可 前期 1,750,000 円（上記に同じ） 後期 1,750,000 円（令和 7 年 10 月 31 日まで）

※授業料減免制度あり

(2) 2 年目以降毎年度納入額（4,500,000 円）

	金 額	納入時期
授業料	3,500,000 円	※前・後期一括納入可 前期 1,750,000 円（4 月 30 日まで） 後期 1,750,000 円（10 月 31 日まで）
施設維持費	1,000,000 円	4 月 30 日まで

※授業料減免制度あり

＜東京歯科大学 大学院歯学研究科＞

(1) 入学年度学生納付金額（1,200,000 円）

	金 額	納入時期
入学金	300,000 円	第Ⅰ期合格者 令和 6 年 12 月 16 日～12 月 23 日 第Ⅱ期合格者 令和 7 年 3 月 10 日～3 月 17 日 ※ただし、授業料については、前・後期に分納することができる。
施設維持費	100,000 円 ※本学卒業者からは徴収しない	
授業料	800,000 円	

※授業料減免制度はなし

(2) 2 年目以降毎年度納入額（800,000 円）

	金 額	納入時期
授業料	800,000 円	※前・後期分納可 前期 400,000 円（4 月 30 日まで） 後期 400,000 円（10 月 31 日まで）

※授業料減免制度はなし

＜東京歯科大学短期大学 歯科衛生学科＞

(1) 入学年度学生納付金額（1,450,000 円）

	金 額	納入時期
入学金	350,000 円	総合型選抜（Ⅰ期）令和 6 年 11 月 8 日～11 月 19 日 （Ⅱ期）令和 6 年 12 月 13 日～12 月 24 日 （Ⅲ期）令和 7 年 3 月 5 日～ 3 月 11 日 学校推薦型選抜、学士選抜
施設維持費	400,000 円	令和 6 年 12 月 4 日～12 月 10 日 一般選抜 令和 7 年 2 月 5 日～ 2 月 14 日 ※施設維持費 前・後期分納可 前期 200,000 円（上記に同じ） 後期 200,000 円（令和 7 年 10 月 31 日まで）
授業料	700,000 円	※入学時一括納入可 前期 350,000 円（上記に同じ） 後期 350,000 円（令和 7 年 10 月 31 日まで）

※授業料減免制度あり

(2) 2 年目以降毎年度納入額（700,000 円）

	金 額	納入時期
授業料	700,000 円	※前・後期分納可 前期 350,000 円（4 月 30 日まで） 後期 350,000 円（10 月 31 日まで）

※授業料減免制度あり

＜東京歯科大学短期大学 専攻科歯科衛生学専攻＞

(1) 入学年度学生納付金額（700,000 円）

	金 額	納入時期
入学金	100,000 円	Ⅰ期：令和 6 年 12 月 4 日～12 月 13 日 Ⅱ期：令和 7 年 1 月 29 日～ 2 月 7 日
施設維持費	100,000 円	
授業料	500,000 円	※入学時一括納入可 前期 250,000 円（上記に同じ） 後期 250,000 円（令和 7 年 10 月 31 日まで）

※東京歯科大学短期大学卒業生は入学金を免除

⑨ 学生支援と奨学金に関する情報

＜東京歯科大学 歯学部＞

学生の修学及び学生生活上の全般的な支援を行うための支援体制として、学年毎に学年主任・副主任を置き、きめ細かな修学指導を行っている。健康管理面では、水道橋病院内科医師を学校医として委嘱し、修学指導関係者と密に連携を取りながら対応している。

奨学金については、学生生活を経済的に援助することを目的とした独自の奨学金制度として、学資の一部を給付する「東京歯科大学特別奨学金」と、学資の一部を貸与する「東京歯科大学貸与奨学金」、提携学資ローン利用者のうち、規定条件を満たした者を対象とした「利子補給奨学金」、を設けている。また、非常災害被災により修学が困難になった学生に対して、学資の全額または一部

を免除する「東京歯科大学授業料等減免制度」を設けている。

＜奨学金制度＞

名 称	内 容	金 額	期間
東京歯科大学 特別奨学金制度	学業・人物が優れている者に学資の一部を給付し、優秀な人材を育成することを目的としている。	授業料 施設維持費の範囲内	1 年
東京歯科大学 貸与奨学金制度	経済的理由（学費支弁者の事故等）により修学が困難な学生に所定の金額を貸与する。	授業料 施設維持費の範囲内	最長 3 年
東京歯科大学 授業料等減免制度	非常災害被災により修学が困難になった学生に対して、学資の全額または一部を免除する。	授業料 施設維持費の範囲内	最長 6 年
東京歯科大学 利子補給奨学金制度	提携学資ローン利用者を対象に条件を満たす学生に在学中に発生するローンの利子を補給する。	支払利子額を限度	最長 6 年

＜学生支援組織＞

学年毎に学年主任・副主任を置き、修学上及び学生生活全般に対するサポート体制をとっている。また、体調不良の学生は本学の付属施設である水道橋病院、市川総合病院および千葉歯科医療センターで随時受診できる体制を整えている。

年々、心療内科や精神科を受診する学生が増加傾向にあることから、平成 27 年度から「保健安全管理委員会」を設置し、月 1 回の情報交換を行っているが、専門職からの助言やノウハウが得られないため、各学年主任・副主任は適切な対応に苦慮していた。以上の背景から、令和 4 年 10 月から「学生こころの相談室」を開設し、臨床心理士による専門的な相談ができる体制を整備した。

＜東京歯科大学短期大学＞

学生の修学及び学生生活上の全般的な支援を行うための支援体制として、学年毎に学年主任・副主任を置き、きめ細かな修学指導を行っている。健康管理面では、水道橋病院内科医師を学校医として委嘱し、修学指導関係者と密に連携を取りながら対応している。

奨学金については、学生生活を経済的に援助することを目的とした独自の奨学金制度として、学資の一部を給付する「東京歯科大学短期大学特別奨学金」と、学資の一部を貸与する「東京歯科大学短期大学貸与奨学金」、提携学資ローン利用者のうち、規定条件を満たした者を対象とした「利子補給奨学金」を設けている。また、非常災害被災等経済的に修学が困難になった学生に対して、学資の全額または一部を免除する「東京歯科大学短期大学授業料等減免制度」を設けている。

<奨学金制度>

名 称	内 容	金 額	期 間
東京歯科大学短期大学 特別奨学金	学業・人物が優れている者に学資の一部を給付し、優秀な人材を育成することを目的としている。	授業料 施設維持費の範囲内	1 年
東京歯科大学短期大学 貸与奨学金	経済的理由（学費支弁者の事故等）により修学が困難な学生に所定の金額を貸与する。	授業料 施設維持費の範囲内	最長 3 年
東京歯科大学短期大学 授業料等減免制度	非常災害被災等経済的に修学が困難になった学生に対して、学資の全額または一部を免除する。	授業料 施設維持費の範囲内	最長 3 年
東京歯科大学短期大学 利子補給奨学金	提携学資ローン利用者を対象に条件を満たす学生に在学中に発生するローンの利子を補給する。	支払利子額を限度	最長 3 年

<学生支援組織>

学年毎に学年主任・副主任を置き、修学上及び学生生活全般に対するサポート体制をとっている。また、体調不良の学生には本学の附属病院である水道橋病院、市川総合病院で随時受診できる体制を整えており、さらには「学生こころの相談室」を開設し、臨床心理士による専門的な相談ができる体制を整備している。

(4) 管理運営の概要

【ガバナンスについて】

最高意思決定機関である理事会において、建学の精神に基づき中期計画等を策定し、理事長及び担当理事により業務執行を行っている。理事構成に関しては、学外理事の配置や学内において専門的管理能力を有する職員理事の登用等により、学校法人のガバナンス機能の強化を図っている。

令和 7 年 4 月施行の改正私立学校法により、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、寄附行為を改正し、理事・理事会、監事および評議員・評議員会の権限分配を整理した。特に監事による調査権限の強化や評議員会の監視・牽制機能の強化を図る等、学校法人の意思決定の在り方を見直している。また、チェック機能として重要な役割を担う監事に関しては、令和 4 年度より常勤監事を 1 名増員のうえ、監事・会計監査人・内部監査室の三者による連携・監査体制をより強化し、その実効性を高めるよう取り組んでいる。

さらに、内部統制システムの基本方針を定め、管理体制等の整備を進めることにより、大学運営の有効性・効率性の向上を図り、健全な財務状況の確保、倫理・法令や学内規程等の遵守、大学資産の保全を大きな目的としてリスクマネジメント、コンプライアンスマネジメントの取り組み、強化を進めている。理事会、教授会の関係性としては、経営責任と教育・研究・診療活動の責任のバランスを考慮した上で役割分担を明確化し、学内役職者を業務執行理事に登用することで意思の疎

通、情報共有を図っている。

さらに、令和7年度には、本学が加盟する一般社団法人日本私立大学連盟が改定した「私立大学ガバナンス・コード【第2.1版】」に準拠し、本学のガバナンス・コードを以下のとおり改定したうえで、その実施状況を点検・公表している。

学校法人東京歯科大学 ガバナンス・コード【第2.1版】

基本原則	遵守原則	重点事項	実 施 項 目	実 施 状 況
1. 自律性の確保 会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	1-1 会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。	1-1 会員法人は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	A1 中期計画等の策定にあたり、中期計画等に関する機関又は部署、執行管理者等の実行主体、原則として5年以上の計画期間、意見徴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。	令和7～13年度（7年間）の中期計画策定にあたり、学務担当常務理事をリーダーとして、関係理事、事務職員により実施事項について案を作成し、事務局課長会議、評議員会等の意見を踏まえ理事会で決定している。
			A2 中期計画等の策定に際し、法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、直前の中期計画等に加え、学部等の中期計画があれば、それらとの関連性を明らかにする。	中期計画策定に際し、自己点検評価や認証評価との関連性について確認している。なお、単科大学のため学部の中期計画は策定していない。
			A3 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	本学の中期計画に、大学及び短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標、業務運営の改善及び効率化に関する目標、財務内容の改善に関する目標等として盛り込んでいる。
			A4 中期計画等に政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込み、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。	理事長及び理事等の登用は本学寄附行為に基づいて行われており、人材育成・登用方針については、実施スケジュール等、具体的なアクションプランを含め検討していく。
			A5 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	毎年の事業計画において具体的な収支予算を立てると共に、中期計画上に、計画期間中の財務シミュレーションを行う旨明記している。
			A6 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行い、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	全体計画として7年間を俯瞰したスケジュールを立て、年度ごとにデータやエビデンスに基づいて進捗管理を行っている。教授会、課長会議等各種会議を通して理解の深化に努めている。
			A7 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行えるようにする。	中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行うこととしている。
			A8 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公開する。	毎年度終了ごとに進捗状況及び実施結果をHP上で公表している。
			B1 中期計画等の内容について、その適法性及び倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても評価し、十分な説明及び十分な資料に基づき、教職員、評議員会等の意見を聴取したうえで最終決定を行う。	中期計画の内容については、適法性、倫理性を考慮している。潜在リスクに関しては、リスク管理委員会において、中期計画の内容について、識別・評価し、十分な説明・資料に基づき、評議員会の意見を聴いたうえで理事会決定としている。
	1-2 会員法人は、自	1-2-1 会員法人は、自	A1 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事(以下、「理事長等」という)の業	理事会において、業務執行理事の業務分掌を決定し、評議員会に報告している。

	主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。	主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。	務執行範囲を明確化する。	
			A2 政策を策定、管理する者が理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解嘱に至る過程を明確化する。	各規程において対応する組織とその権限を定め、役割を担う役職の任命、解職についても明確化している。
			A3 理事会及び評議員会等の議決事項を明確化する。	私立学校法に基づき、本学寄附行為、理事会運営規程、評議員会運営規程において明記している。
			A4 理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。	理事会運営に関する規程において、業務執行理事会に対し委任可能な業務決定の権限を定めている。
			A5 理事長等の解職手続き及び役付理事が理事としての担当業務を変更する手続きを明確化する。	理事長、理事の解職について、解職(解任)に抵触する事項は寄附行為にて明記。理事の担当業務を変更する際は業務執行理事の業務分掌を変更することで対応し、理事会で審議のうえ決定し、評議員会にも報告している。
			A6 規程化する等の方法により、政策を策定、管理する責任者(理事長、理事その他の部門長等)の権限と責任を明確化する。	本学寄附行為、各規程に権限及び責任と、改廃の審議機関を明記している。
			A7 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底し、法令等の遵守の実効性を確保する。	本学内部統制システム基本方針に基づき、コンプライアンスに関する管理体制を定めるとともに、重要法令の制定・改廃時には、法人より役職者、教職員に対し周知徹底のうえ、法令等遵守の実効性を確保している。
	1-2-2 会員法人は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。		B1 教学組織と法人組織の役割・権限を明確化し、構成員に周知する。	教学組織は「東京歯科大学事務部の組織並びに事務分掌規程」に、法人組織は「学校法人東京歯科大学法人事務局所掌事務規程」に役割・権限を明確化して規定しており、構成員に周知している。
			A1 理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、法令で定められた事項を遵守したうえで、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築する。	寄附行為に理事定数は評議員定数を下回ること、外部理事を2名以上含める事、監事の任期以下であること、また評議員に関しては、学内外卒業生や有識者を加える事、監事就任に関しては評議員会の決議が必要なこと等を定め、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築している。
			B1 理事及び評議員の双方が出席する合同懇談会等を開催するなどして、積極的に意見交換し、両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組みを構築する。	評議員会が開催される際は会議時間の枠外で理事と評議員の双方が意見交換できる機会を設定し、相互理解に努めている。
			B2 理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事及び評議員が意見を述べられるか、監視に必要な正しい情報を適時・適切に得られるようになっているか、理事長及び内部監査室又はこれに相当する業務を担当する部署等(以下、内部監査室等)との間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか等を定期的に	理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事、監事及び評議員が意見を述べやすい会議運営に努めるとともに、学内監事や評議員を中心に情報を適時・適切に提供している。理事長及び業務執行理事や内部監査室等との意思疎通や理事会及び監事による報告及び指摘事項の取扱いについては、理事会及び業務執行理事会等で確認しており、今後も定期的に確認することとしている。

			点検する。	
2. 公共性の確保 会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	2-1 会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	2-1 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	A1 会員法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、法人、大学、学部・学科及び研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	建学の精神及び3つのポリシーを踏まえ、事業計画及び達成目標や入試方針、カリキュラム等を具体化している。
			A2 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	事業計画及び達成目標や入試方針、カリキュラム等については大学・短期大学のHP上に掲載し、教職員、学生及び社会に発信・共有している。
			A3 学校法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の効率的な配分に係る基本方針を明確にする。	経営資源が効率的な配分となるよう、人事・調達・資金計画等について、各施設の会議体、人事委員会、予算委員会、業務執行理事会等を経て事業計画を立て、年度ごとの予算配分の基本方針を定めている。
			A4「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	各年度のカリキュラム設定にあたり、「学位授与の方針（ディプロマポリシーおよびコンピテンシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」との整合性、および「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」も含めて IR 情報を活用し確認している。
			A5「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	各年度の入学者選抜にあたり、「入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）」との整合性について IR 情報を活用し実質化を図っている。また、入学後に基礎学力テスト、プレースメンステストを実施し、詳細なデータを IR 情報として取得している。
			B1 内部質保証システムを構築し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、外部評価者の点検・評価を受けるなどの方法によって、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、必要に応じて外部評価者や学生からの意見聴取を行い、絶えず改善・向上に取り組むようにする。	内部質保証システムを構築し、教育・研究及び組織・運営等の状況について、大学・短期大学の自己点検・評価委員会のみならず、外部評価者の点検・評価を受けるなどを通して、継続的に改善・向上に取り組んでいる。
			B2 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動並びに学習成果の可視化及びアンケート調査等を含む IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	教育活動については自己点検・評価、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含む IR 活動の成果を活用し、毎年、同活動の点検・改善を行っている。
			B3 リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。	臨床専門専修科生プログラムを中心とした、リカレント教育・リスキル教育プログラムを展開している。
			B4 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針及び受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	学術的な観点から、留学生特別選抜による海外の学生受け入れ、また在校中は Elective Study（海外研修）を実施しており、海外の歯科大学の教員や学生と互いの国の文化や歯科界について理解を深め、広い視野を持った歯科医師を養成することを目的とした制度を設けている。
	2-2 会員	2-2 会員法	A1 社会・地域貢献に係る学内方針を検	歯科医師養成機関として、附属病院におい

	法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	討し、策定する。	ては、地域の高次医療機関、基幹的歯科病院としての役割を担うよう方針を策定している。
			A2 社会・地域との連携を支援する体制又は仕組みを整備する。	附属病院において、定期的な地域医療連携協議会や報告会を開催。また、地域の拠点病院として定期的に市民に向けた公開講座を開催する等、体制を整えている。
			A3 研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組みを整備する。	研究インテグリティについて科研費等応募時に研究インテグリティを遵守するための指導を行っている。
			B1 地域社会、自治体等の行政機関や企業との対話等を通じて、ステークホルダーとの信頼関係の醸成に努める。	糸魚川市との連携協定や、コロナ対応における東京都、千代田区との連携の他、医科・歯科各団体等との連携を深めている。また、附属病院である水道橋病院は「育成再生医療」「地域歯科診療支援病院」として、市川総合病院は、厚生労働省より「地域がん診療連携拠点病院」、千葉県より「地域災害拠点病院」「地域医療支援病院」の指定を受け、千葉歯科医療センターは「地域療養支援歯科診療所」として、地域貢献に取り組んでいる。
			B2 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	地域との連携等を図るため、毎年公開講座を開設し、収録内容を大学のホームページへ掲載し、幅広く公開している。
			B3 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組を把握し、全学的な取組として展開する。	第4学年での「地域包括ケアと高齢者の歯科診療」の講義・実習を通じて、健康寿命の延伸に向けて進められる地域包括ケアシステムの中で、安全な歯科医療の展開と多職種連携を学び、地域包括支援センター実習（現地での実習）を経て、社会・地域への健康長寿への貢献等の取組を継続して行っている。
			B4 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	現状を鑑み、規程内容について検討を行っている。
3.信頼性・透明性の確保 会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに	3-1 会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	3-1-1 会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制	A1『監事監査ガイドライン（私大連監事会議）』等を参考に、監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。	監事監査規程は、監事監査ガイドラインを参考に令和4年度に策定・施行し、私学法の改正を受け、令和7年度に改定している。
			A2 監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	監事監査は毎年度、監事監査計画に基づき実施され、その際監事監査ガイドラインや文科省等の監事研修資料等を有効に活用し、監事監査の実効性を高めることとしている。
			A3 監事監査の継続性を担保及び監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期などを工夫する。	これまでは任期を合わせる対応としていたため、現在の3名の監事の任期はいずれも令和8年5月31日であるが、今後は任期をずらす等の対応を検討していく。
			A4 理事会、評議員会において、監事が積極的に意見を陳述できる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等にも出席し、積極的に意見を陳述できる仕組みを構築する。	理事会、評議員会では、事前に資料を提示するとともに必要に応じ内容を説明し、十分な理解の上で会議に臨めるよう配慮している。また、経営に関しては、業務執行理事会に出席するとともに、会計監査人と役員との意見交換の場を定期的に設けている。
			A5 監事監査に必要な資料の提供、説明等、監事に十分な情報提供を行う。	メール及び学内WEBサイト上の共有ドライブ等も活用して、随時内部監査室及び庶務

に、透明性の確保に努める必要がある。		を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。		課・経理課等から必要な資料の提供、説明等の十分な情報提供を行っている。
			A6 監事間の連携の深化を図るべく、定期的に会議を開催する。	必要に応じ、監事連絡会議を開催するとともに、理事会・評議員会及び業務執行理事会やその他会計監査人からの報告の場等を活用して行っている。
			B1 常勤監事を登用するとともに、監事監査支援体制を整備する。なお常勤監事の設置が法令で求められていない場合においては、監事を3名以上にするなどの方法により常勤監事がいる状況と同等の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	令和4年度に監事定数の増を図り3名体制とするとともに、2名を常勤化している。法人庶務課、内部監査室及び経理部門との連携を密にし、監事監査を支援している。
			B2 監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携体制を整備する。	顧問に弁護士、税理士法人を置き、外部の専門家との連携体制を整備している。
			B3 監事監査の継続性を担保し、監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準を明確化し、監事を選任する。	監事の選任に関しては、私立学校法改正に合わせ「監事選・解任手続きに関する申合せ」を定め、厳正に対応することとしている。
	3-1-2 会員法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。		A1 会計監査人の選任は、監事とその議案を決定したうえで、評議員会で行う。	会計監査人の選任については、寄附行為に基づき、「監事監査規程」、「会計監査人選・解任手続きに関する申合せ」、「監事連絡会議運営に関する申合せ」等において、監事とその議案を決定したうえで、評議員会で行うこととしている。
			A2 会計監査人が有効に機能するために、理事長等及び監事と意見を交換できる場を設定する。	会計監査人が有効に機能するために、毎年、会計監査人と理事長、業務執行理事及び監事が意見を交換する場を設けている。
			A3 会計監査人が有効に機能するために、監事、会計監査人及び内部監査室等が協議する場を設定する。	会計監査人が有効に機能するために、毎年、監事と会計監査人及び内部監査室との協議の場を設けている。
			A4 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務を担当する理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	法人の財務状況について、定期的に財務担当理事のみならず関係役員含め会計監査人との間で適切に情報を共有している。
	3-2 会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選解任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、	3-2-1 会員法人は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、	A1 理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の選解任方法の透明化を図る。	寄附行為に理事の選解任手続きを定め、開示することによって、その透明化を図っている。
			A2 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備する。	本学内部統制システム基本方針に基づき、コンプライアンスに関する管理体制を定めるとともに、監事監査、内部監査及び公益通報窓口等を通じ、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備している。
			A3 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備する。	理事会の議事録については保存期間等を寄附行為で定めるとともに、学内規程で文書の保存年限を定め管理している。
			A4 不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、理事及び教職員の権限及び職責を明確にし、その権限及び職責の範囲において、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備する。	業務執行理事の業務分掌については理事会で定め、教職員の職務分掌は学内規程等で定めており、その権限及び職責の範囲において、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備している。

	必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	学校法人の執行体制の実質化を図る。	A5 個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、法令を遵守した個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	「学校法人東京歯科大学個人情報保護方針」を制定し、個人情報保護規程等を整備することで、その体制を事項的に機能させている。
			A6 理事等が、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他の損失を発生させるリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを把握する。	リスク管理規程に基づき、リスク管理体制や対処方法等を定めており、理事等は其所掌する業務に関するリスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを把握するよう努めている。
			B1 理事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、理事の報酬基準の透明化を図る。	理事の報酬水準の妥当性については、私立学校法に基づき毎会計年度終了後3ヶ月以内に確認し公表することとしている。
			B2 理事長の常勤化、理事長及び理事の利益相反及び責務相反規程の整備などの方法により、学校法人の執行体制の実質化を図る。	理事長は常勤化しており、利益相反、責務相反に関しては、寄附行為に明記していると共に、理事選任の際、親族等の特別利害関係にある者の確認をしている。
			B3 理事選任機関に理事以外のものを含めるなど構成・員数を工夫することによって、理事会及び理事からの中立性を確保する。	理事選任会議委員には、理事と評議員双方から同数を選任することで、中立性の確保を図っている。
			B4 理事の再任、重任にあたっては、ガバナンス体制の機能不全が発生していないかを評議員会・理事選任機関等でそれぞれ点検したうえで行う。	理事の再任、重任にあたっては、寄附行為等に基づきガバナンス体制の状況についても、理事選任会議及び評議員会でそれぞれ点検したうえで行うこととしている。
			B5 学校法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事象への対応について、理事会その他重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	私学法改正に伴う内部統制システム整備の観点から、令和6年度に「学校法人東京歯科大学リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会において、部局責任者から報告されたリスクの洗い出し・評価の報告を分析し、本法人としての対応方針を定め、理事会に報告することとしている。
			B6 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる事態が生じないよう、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離できるように、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	理事のうち学内理事を業務執行理事とし、各自の業務分掌を理事会にて決定しているが、組織としての継続的な対応が可能となるよう一部の所掌については副担当者を選任している。
	3-2-2 会員法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られる		A1 監事の選解任過程については、法令で定められた選任機関や決議要件のみならず、その具体的な手続き等を明確化することによって、透明化を図る。	寄附行為に監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続を定め、その明確化・透明化を図っている。
			A2 評議員の選解任方法の開示によって、透明化を図る。	寄附行為を開示しており、その第33～37条で評議員の選解任方法について定めている。
			A3 評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組みを整備する。	寄附行為において、評議員会は、法人の業務、財産の状況、役員の業務執行状況について意見を述べるができるとするほか、評議員の選任に関して、卒業生や学識経験者からも幅広く選任する規定としており、第三者的な立場で意見できる体制としている。
			A4 相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監	監事、会計監査人及び内部監査室それぞれ独自の観点で監査を行うとともに、定例又

		ように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。	査室等による三様監査体制を確立する。	は必要に応じ協議・情報共有を行っている。
			A5 会員法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等及び監事に対して報告がなされる体制を整備する。	リスク管理規程において、最高責任者である理事長に危機事象に関する通報を部局責任者、統括責任者を経て報告する規定となっているほか、コンプライアンス規程においてもコンプライアンス違反に係る通報等について、通報窓口責任者から理事長、監事、内部監査室長に報告ことを定めている。
			B1 監事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、監事の報酬基準の透明化を図る。	監事の報酬水準の妥当性については、私立学校法に基づき毎会計年度終了後3ヶ月以内に確認し公表することとしている。
			B2 監事は、評議員及び評議員会と定期的に意見を交換し、有効な監視・監督体制を整備する。	監事は、学内評議員と随時に及び評議員会とは出席時定期的に意見を交換し、監事監査の実効性を高めている。
			B3 評議員の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、評議員の報酬基準の透明化を図る。	評議員の報酬水準の妥当性については、私立学校法に基づき毎会計年度終了後3ヶ月以内に確認し公表することとしている。
			B4 法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対してすみやかに報告がなされる体制を整備する。	原則毎月開催している業務執行理事会で該当する事項が報告された際には、すみやかに理事会・評議員会に報告することとしている。
		3-2-3 会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能高め、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。	A1 内部監査室等を設置するなど、内部チェック機能を高める。	既に内部監査室を設置し、内部チェック機能を高めている。
			A2 コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。	私学法改正に伴う内部統制システム整備の一環で、令和6年度に「学校法人東京歯科大学リスク管理規程」と「同コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス関連としてハラスメントに関する研修会をSD(スタッフデベロップメント)研修として開催する等、教職員に対する法令遵守の徹底を図っている。
			A3 『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、内部統制の運営、確認及び改善のサイクルを構築する。	「内部統制システム基本方針」の制定に伴い、未整備であった規程を整備するとともに、業務執行理事会において、内部統制の運営、確認及び改善の状況を確認することとしている。
			A4 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	重要案件については、事前に法律顧問や司法書士に確認するとともに、法律顧問には、基本的に理事会・評議員会にも陪席を求めている。
			B1 組織内の適切な内部けん制体制を整備し、より不正及び誤謬が発生しないようにする。	「内部統制システム基本方針」の制定に伴い、新たにリスク管理規程、コンプライアンス規程を定め、リスク管理、コンプライアンス遵守のための管理体制を整備するとともに、監事監査規程、内部監査規程を見直し、内部けん制体制の整備を進めている。
			B2 内部統制システムに関する点検を定期的に行う。	原則毎月開催している業務執行理事会にて定期的に点検を行うこととしている。

	3-2-4 会員法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。	A1 教職員等が違法又は不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日)等を参考にして)部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	東京歯科大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程等に加え、令和6年度には「学校法人東京歯科大学コンプライアンス規程」を制定し、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を整備している。
		A2 公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための仕組みを整備する。	公益通報者の保護等に関する規程のみならず、新たに定めたコンプライアンス規程においても、通報者が不当に解雇、その他不利益を被らない仕組みを整備している。
		B1 公益通報窓口を法人内に設置するだけではなく、法人外にも設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	現状、公益通報の窓口は法人事務局内での設置であり、法人外で設置する場合にどこに設置するのが公益通報に係る体制を実効的に機能させられるのか検討していく。
		B2 ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合、理事、理事会及び監事は、「遵守状況報告書」の遵守状況をすみやかに、「意見不表明」に変更し、変更後、最初の評議員会等でこれを報告する。	ガバナンス体制の機能不全等が発生したと判断した際は、すみやかに遵守状況報告書を変更し、評議員会等に報告することとしている。
	3-3 会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	3-3-1 会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に合った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。	A1 いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表又は開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。
			A2 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表又は開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制又はシステムを整備する。
			A3 法令に定められた寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画等との関連に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果並びに当該学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、インターネット等を通じて公表する。
			A4 内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により、インターネット等を通じて公表する。
		B1 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	基本的には、各所管の庶務担当課および広報委員が窓口となり、必要に応じ各部長、事務局長等を通じて役員等に報告することとしている。
			東京歯科大学財務情報公開に関する規程、同オープンアクセス方針及び日本私立学校振興・共済事業団の求める情報公開基準等に則り、情報公開している。
			東京歯科大学財務情報公開に関する規程、同オープンアクセス方針及び日本私立学校振興・共済事業団の求める情報公開基準等に則り、情報開示を行うとともに、その実施状況を関係者で協議・確認している。
			寄附行為の内容、財務書類、中期計画の進捗状況、自己点検評価結果、認証評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果も含めHP上に公表している。なお、法人が相当割合を出資する事業会社はない。
			内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載のうえHPを通じて公表することとしている。

		3-3-2 会員法人は、情報を公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	A1 公開する情報の包括性、体系的、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	情報の公開にあたっては、その包括性、体系的、継続性、一貫性及び更新性に留意している。
			A2 公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。	WEB サイトの改善を含め、公開情報へのアクセシビリティ、ユーザビリティの向上を図るよう心掛けている。
			A3 情報の受け手にとつての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	情報の公開にあたっては、幅広いステークホルダーが理解しやすいよう、資料の工夫とともに、紙媒体のみならず WEB サイトも活用している。
			A4 学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該学校法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公開する。	傘下法人はない。
			B1 web サイト等で情報を公開する部署とは別に、公開した情報をチェックする部署を設けるなどの方法により、公開した情報の客観的なチェック体制を構築する。	公開部署内に確認担当者を配置し、公開情報の客観的チェック体制を構築し透明性向上に努めている。
			B2 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう HP 等での工夫・改善を図っている。
4. 継続性の確保 会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	4-1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。	4-1 会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。	A1 理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	大学ホームページ上に理事・評議員専用の会議用のページを設定し、会議の前に資料を掲示する等、構成員からの意見を引き出すための工夫を重ねている。
			A2 理事、評議員の定数は学校法人の規模及び実質的な議論ができることを考慮した数とする。	定数は学校法人の規模を踏まえ寄附行為で定め、文部科学省の承認を得ている。
			A3 ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	ダイバーシティ推進のため、性別のみならず、外国人研究者、障がいのある者等の積極的雇用を心掛けるとともに、病院等においては、多業種にわたる医療従事者の個性と能力を十分に発揮できる環境・体制の整備に努めている。
			A4 ガバナンスが有効に機能するように、学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員に外部人材を登用する。	理事、評議員とも法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、外部人材を積極的に登用している。
			A5 評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、学校法人の規模や特性に応じて、多様な構成とする。	本学役職者及び職員だけでなく、本学卒業生及び学識経験者を構成員にすることを寄附行為で定めており、これを遵守している。
			A6 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	外部人材への経営情報の正確・迅速な伝達と運営の透明性を担保するとともに、外部人材からの意見聴取を容易にするため、メールや WEB 等を活用して資料提供している。
			A7 理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	監事に関しては、文部科学省の監事研修会に参加。理事、評議員は所属団体主催会議等に、その役割に応じて参加している。

			B1 理事及び評議員が過去の議事内容が確認できるなどによって、会議体において十分な議論が行えるよう支援する体制又は仕組を整備する。	大学クラウド上の共有ファイルにおいて、過去の議事内容を確認できる仕組みを構築している。
			B2 政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みを IT の活用等により構築する。	大学クラウド上の共有ファイルや専用ホームページにおいて、政策の執行状況を確認できる仕組みを構築している。また、政策に進展があれば、大学ホームページの「情報の公表」欄において、都度更新している。
			B3 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するための IT 環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	本法人教職員向けのポータルサイトにおいて、学内からの閲覧だけでなく、テレワークを意識した学外からのアクセスを許可している。また、ポータルサイトを閲覧する端末に依存しないレスポンス・ウェブデザインを採用するなど、シームレスな IT 環境を整え経営状況の迅速な伝達と意識の向上に努めている。
	4-2 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。	4-2-1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。	A1 とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を開示する。	HP 上の事業報告書、財務詳細説明などのページにより、理解しやすい明瞭な情報の開示に努めている。
			A2 学校法人の「学校法人の継続法人の前提（日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関する Q & A」参照）」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。	会計監査人による監査を踏まえ、学校法人の「学校法人の継続法人の前提」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合には、その解消・改善のための対応に関する情報について、理解しやすい明瞭な情報の開示を実施することとしている。
			A3 中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	予算編成方針を踏まえ、法人全体と各施設での定期的な収支状況の把握と理事会への報告、中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化を通じて、適宜、経営状況の把握・改善に努めている。
		4-2-2 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生	A1 財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化及び強化を図る。	中期財政計画において、目標とする財務指標、推進する取組を定め、経営基盤の安定化を図っている。
			A2 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	研究部において、事務局と連携しつつ外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進を図っている。また、補助金に係る委員会を設置し、情報収集・共有を推進する体制を整えている。

		納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	A3 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	社会・地域連携として、新潟県糸魚川市との高大連携を含めた包括的連携に関する協定を締結している。 大学間連携では、第4学年における「地域包括ケアと高齢者の歯科診療」の授業にて、大妻女子大学家政学部食物学科と合同で授業を実施し、口腔、摂食嚥下機能の治療、維持を行う歯科学と、栄養アセスメントに基づく必要栄養量を食べやすく飲みこみやすい食事の形態にして提案できる栄養学それぞれの視点を学修するための体制を敷いている。産学官連携においても、大学間連携等による共同研究プロジェクトや受託研究等で外部研究費を獲得し、多くの大学・企業等と連携し研究を進めている。
			A4 リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	資金運用管理規程等に則り、適切な運用体制を整え、有効活用を図っている。
			B1 寄附行為で定めた収益事業について、財政基盤の安定化及び強化につながるようにする。	保有する不動産の貸付業において、地価・物価上昇を踏まえ、適宜契約の見直しを行い、収益増加に努めている。
			B2「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	法人事務局において周年事業での募金により培った経験を踏まえ、同窓会等との連携を図り、寄附募集の体制を整えている。
			B3 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	大学広報やホームページなどを活用して同窓会や一般職員への働きかけを行い、「寄附を募る」への転換を推進するとともに、教職員の意識と理解の深化を図ることとしている。
			B4「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	寄附募集にあたり、目的や大学のビジョンを明確にしたうえで、同窓会等の寄附者からの共感を得て「寄附を募る」への転換を推進している。
			B5 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。	科研費を中心とした外部資金獲得に係る情報収集、情報共有を定期的に行う体制を整えとともに、獲得状況については本学HP等で情報公開している。また、補助金に係る委員会を設置し、情報収集・共有を推進する体制を整えている。
			B6 教育・研究を目的としたクラウドファンディングの実施、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした寄附金募集など、多様な寄附金の募集方法に取り組む。	クラウドファンディングや返礼品を用いた寄附金募集等については、今後の実施についての検討課題としている。
		4-2-3 会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び	A1 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備し、当該システム及び体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める。	令和6年度に制定した「学校法人東京歯科大学リスク管理規程」において、リスク管理委員会を組織化して、部局責任者がリスクの洗い出し、評価を行い、これを委員会にて分析し、法人としての対応方針を理事会に報告するとしている。また、役職者による会議を定時・臨時に設け情報共有する

		教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。		とともに、教学部門、病院部門においても常時体制を整備している。また、文部科学省からの危機事例、災害警戒通知を関係部署で共有する体制をとっている。
			A2 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、すみやかな情報公開と再発防止が図られる体制を整備する。	不適切事案等については、担当課長より各部長、事務局長を通じ、学長、理事長まで情報が上がるシステムとなっており、必要に応じ担当若しくはチームを設ける等して対策（公表、再発防止策）に取り組むこととしている。
			A3 危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応できる体制を整備する。	「学校法人東京歯科大学リスク管理規程」において、危機事象が全学的な対応が必要と判断した場合には緊急事態に係る対策本部を設置すると規定している。また、危機事象については、担当課長より事務部長、事務局長を通じ、学長、理事長まで情報が上がるシステムとなっており、必要に応じ担当若しくはチームを設ける等して対策（公表、再発防止策）に取り組むこととしている。
			A4 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	情報漏洩、搾取防止の観点から、ネットワークアクセス権限（TDC Net アカウント）の厳格な管理を徹底し、システムやデータへのアクセス権限を厳格・適切に管理している。
			A5 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	本法人事務局内に情報システム管理室を設け、学内情報システムの一元化や学内ネットワークの総合管理とともに、情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証・改善を行っている。
			A6 ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	新たに、法人に一元化する形で「学校法人東京歯科大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程」を定めた。また、令和7年度に教職員を対象にハラスメント防止対策研修会を開催するとともに、ハラスメント等相談員を対象とする研修会も行った。
			B1 重要なリスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。	学校法人東京歯科大学リスク管理規程において、理事長をトップとするリスク管理委員会がリスクの洗い出し・評価の報告を分析し、法人としての対応方針を定め、理事会に報告することとしている。
			B2 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修、訓練等を実施する。	危機管理時、緊急時の対応は、日ごろより連絡体制を整えている。特に防火・防災に関しては、法人所管規程として再構築し、学内に周知しており、情報システムに関しては、法人全体の体制の強化に向けて規程を整備した。また、再構築後の災害時のマニュアルに関しては令和7年度に策定し、教職員等の避難訓練等に活用している。さらに、令和7年度に化学物質による事故等の緊急事態の際のガイドラインを策定した。

【自己点検・評価について】

本学は建学の精神と目的を達成するために、内部質保証の方針を定め、大学の諸活動について点検・評価と必要な改善を継続的に実施し、その結果を広く公表している。

東京歯科大学は、令和7年度に公益財団法人大学基準協会による分野別評価である歯学教育評価を受審し、「歯学教育に関する基準に適合している」と認定された。認定期間は令和8年4月1日から令和15年3月31日（7年間）までとなる。評価結果は、長所0件・特色7件・検討課題5件・是正勧告0件であった。認証評価結果を真摯に受け止め、社会に対する説明責任を果たし、教育の質を保証できるよう恒常的に自己点検・評価を行っていく。

短期大学は、令和5年度に開学後初めて学校教育法で定められた認証評価を、一般財団法人大学・短期大学基準協会にて受審し、機関別評価において「適格」認定を受けた。認証評価は令和7年度から第4評価期間となり、内部質保証の有効性だけでなく、「学修者本位の教育」をどのように実現し高めていくかが求められており、引き続き自己点検・評価活動を通して不断の努力を継続して行った。なお、「令和6年度自己点検・評価報告書」については、同協会が定める旧基準に則り、令和7年12月にホームページに公表した。

令和2年4月に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受け5年間の実績を積み上げてきた専攻科歯科衛生学専攻においては、同機構の定める規則に則り『教育の実施状況等の審査』を受審し、「適」の認定を受けた。

【情報公開について】

ホームページ上に情報の公表ページを設け、財務情報を含めた学校法人の基本的な情報のほか、大学および短期大学の教育研究上の情報、修学上の情報を社会に向けて公表するため、閲覧者が分かりやすい内容で公開している。また、本学の組織・運営及び教育・研究諸活動についての現状とそれに対する社会的評価を社会に向けて公表するため、自己点検・評価結果及び大学評価（認証評価）結果をホームページ上で公開している。

【施設設備整備について】

東京歯科大学は、歯学部、大学院歯学研究科を設置しており、その臨床教育施設として3つの附属病院・歯科医療センターを設けている。これらの施設は、水道橋、市川、千葉の3キャンパスに分散配置されており、平成25年9月からはキャンパスの中心拠点を千葉から水道橋に移している。

水道橋キャンパスには、水道橋校舎本館、新館、さいかち坂校舎を配置し、本館には大学、大学院、短期大学、水道橋病院を置いている。平成29年3月までに本館水道橋病院のリニューアル工事が完了し、大学機能及び水道橋病院での臨床教育環境を整備拡充した。さらに、令和4年3月までに本館の11、12階に講義室・セミナー室・研究室・標本室などを整備し、教育研究環境の充実を図っている。

千葉キャンパスには、臨床教育施設である千葉歯科医療センターがあり、令和2年12月に新センターが竣工し、令和3年3月から開院した。また、大学施設として、厚生棟、合宿棟、体育館、グラウンドなどが置かれている。令和4年3月には、病院棟、実習講義棟などの旧校舎の解体が完了し、跡地の整備計画の検討を進めている。

市川キャンパスには総合病院を置いており、東葛南部地域における地域医療構想調整会議での議論を踏まえ、令和6年2月より従来の570床から511床に減床した。令和4年7月には歯科外来棟が竣工、令和6年2月には旧歯科診療室跡地を薬物療法室に改修、内科外科待合室等の拡充、患者相談ブースの整備を行った。市川総合病院は令和8年4月1日付で学校法人国際医療福祉大学へ譲渡し、「国際医療福祉大学市川総合病院」として新たに開院する。なお、国際医療福祉大学と協定を締結し、市川総合病院における医学教育・医科歯科連携を学ぶ場としての歯科医学教育環境は維持している。

（５）その他取り組みの概要

① 教育力向上の取り組みの概要

東京歯科大学の特色として、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集、教員によるカリキュラム立案・教育方法・教育評価等に関する研修活動、歯科医学教育に関する教育内容・教育方法等の研究・開発を行う教育の中心的部門として「歯科医学教育開発センター」を設置し、教務部と連携して様々な取組を行っている。平成17年度以降、「特色GP」「現代GP」などの競争的補助事業に採択され、「IT環境を活用した6年一貫の総括的評価」、「e-Learning Programの開発」、「個々の患者ニーズに応えられる歯科医師養成」、「習熟度混成授業での個に応じた学習実施のためのクリッカーの活用」などの取り組みを推進してきた。さらには、水道橋キャンパス、市川キャンパスにシミュレーション室が完成し、平成26年度、28年度には市川キャンパスにスキルスラボシミュレーション設備を、同じく平成28年度には水道橋キャンパスにCAD/CAMシステムや口腔内スキャナーを整備して、臨床教育のなお一層の充実を図っている。さらに、令和元年度にはCBTシステムの更新、講義収録システムの導入を行い、教育・学修環境のさらなる充実を図っている。また、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を見据えた、デジタル・デンティストリー教育のための歯科医学教育用の口腔内スキャナーなどのシミュレータ機器の導入や、VRコンテンツの拡充など、先進的かつ効果的な授業を展開するための設備整備を進めている。令和7年度は英語教育の再編を検討し、『6年間を通じた英語教育の体系化』を実現するためにカリキュラムの変更を進めている。このほか、教育ワークショップ、歯科医学教育セミナー、学生による授業評価などに加え、シラバスや成績評価、効果的な授業実施のための研修活動を実施し、継続したFD・SD活動を推進している。また、教務部・学生部のもと、学年主任・副主任を中心とした学生サポート体制を強化し、生活面・精神面のサポートと共に、学生の成績や学習進度、学習態度を把握しながらの学修指導を展開している。

東京歯科大学短期大学では、個々の学生の学修進度や習熟度に対応した個別指導ができるよう、体制を整備している。具体的には、学生数人に対して1人の専任教員が指導教員となって入学時から卒業時まで一貫して学生生活全般をサポートし、履修相談、履修指導を実施していく。また、学生が自らの学修経験を整理し、学修課題を見だし、主体的に学修を進めることができるような工夫を行う。生活面における諸問題など、履修以外の問題に対しての相談・助言も行っている。

学生の学修を支援するために、各学年に学年主任1人、副主任2人という学年主任制を設けており、1人の主任・副主任が16、7名の学生を担当することで学生の学修支援を確実にしている。全教科で形成的評価を行うことをシラバスに明記し、支援の必要な学生に定期試験の実施前に補習

を行っている。

② 国際交流の概要

本学では、現在 8 大学との姉妹校協定および、5 校との学術協定を締結している。加えて、世界各国の大学や研究機関との活発な交流を実施し、研究者間および学生間の交流を推進している。さらに、高い研究水準の維持・向上や新しい医療技術の導入を目指して、海外研究者との共同研究のための本学教職員の渡航、国際学会等への参加についても、積極的に推進、支援を行っている。

学生教育については、国内あるいは外国での学生相互間の交流を通して、風俗、習慣による考え方の相違点と共通点を認識させ、国際感覚を養うことにより、人類のための普遍的な歯科医療に貢献できる人材の養成を目指している。教育の一環として海外の姉妹校や学術交流大学で行う研修は、令和 7 年度より、第 1 学年から第 5 学年まで異なる協定校への派遣を開始した。加えて、令和 6 年度より姉妹校である空軍軍医大学(旧第四軍医大学/中国)主催の歯学部学生実技コンテストに、第 5 学年学生と引率教員を派遣し、両校の交流再開を更に進めるきっかけとなった。今後も、海外との協定締結を積極的に進め、学生の海外渡航の機会を増やしていく。

短期大学では、海外の大学との連携や交流協定等の締結はまだないが、国際的な視点を持つことにより、歯科衛生を通じて人類福祉に貢献できる人材の養成を目指している。令和 5 年 1 月に韓国釜山の大同大学歯科衛生学科学科長の来訪をきっかけとして、令和 6 年 2 月には同大学から総長および歯科衛生学科学科学生が来訪し、学生実習、施設等を見学、短期大学学生との交流を行った。令和 7 年度においても令和 6 年度に引き続き令和 8 年 1 月に同大学歯科衛生学科学科長が歯科衛生学科学科学生と共に再び来訪し、学生間の交流を深めた。今後は、本短期大学から同大学を訪問し相互理解を深めたうえで交流協定の締結に向けて準備を進めていきたい。

社会におけるグローバル化が進む中で、大学・短期大学における国際交流の推進を通じて、世界に向けて日本の歯科医学の研究と医療の立場を明確に示すことのできる人材を養成することは、極めて重要な意義を有するものである。

③ 社会貢献・連携活動の概要

超高齢社会において健康寿命を延ばすために、歯科医療が健康の維持に果たす役割や、誤嚥性肺炎などの全身疾患の予防における口腔ケアの重要性などについて、近隣の方々や患者様をはじめ、歯科医療に興味を持たれている人びとに、歯科医療について理解を深めてもらうことを目的として、市民公開講座を開催している。大学の水道橋移転後の平成 26 年度から平成 28 年度に市民公開講座として毎年 5 回、平成 29 年度は一般公開講座として 2 回公開講演会を開催してきた。これらの市民公開講座、一般公開講座開催実績を踏まえ、令和元年度からは、東京歯科大学市民講座の名称で、千代田区との連携の下に、新たな公開講演会を開催している。講演の内容は動画に収録してホームページに掲載し、オンライン配信によって一般への公開を行っている。

千代田区との連携事業については、令和 7 年度は昨年に引き続き、千代田区立図書館と本学図書館の相互協力による活動や、学生が地域社会の構造や課題に直接触れ行政や福祉の現場を体験できるよう千代田区インターンシップへの参加、千代田区内地域包括支援センターにおける実習を行った。また、水道橋校舎における三崎町一丁目町会との地域連携活動として、歯学部の診療参加型力

リキュラムに、町会のご協力を得て地域住民の方に多くご参加いただき、本学の教育活動の充実に繋がった。

令和元年9月に新潟県糸魚川市との間で「人的・知的交流を通じて地域に根差した多様な学びの機会の提供」と「教育の分野等で相互協力し地域社会の発展と人材の育成に寄与」することを目的とした包括的協定を締結している。令和7年度は高大接続とした【出前授業】を糸魚川白嶺高校（令和8年1月21日（水）開催）で実施したほか、初めて糸魚川高等学校においても【出張講義：歯科にかかわる研究について】を令和7年3月13日（金）に実施し、進路検討の一助として好評を得た。

短期大学では、すでに大学が包括的連携協定を結んでいる糸魚川市と令和3年3月1日に包括的連携協定を締結した。昨年度に引き続き高大接続の一環として、糸魚川白嶺高校の生徒に対し、令和8年1月21日に大学と連携・協働して、出張授業を実施した。

本学は、水道橋病院、市川総合病院、千葉歯科医療センターの3つの附属病院等を設置し、それぞれ歯科医療及び医科医療の中核的地域医療機関として地域の医療にも大きく貢献している。これらの附属病院等は、一般歯科診療所、開業医の後方支援病院としても地域医療を支えている。

水道橋病院では、「歯科医師たる前に人間たれ」の建学の精神に基づき、「思いやりの心による医療」を基本理念に、患者の人権を尊重した安全・安心の医療を提供している。患者を中心として、全ての病院スタッフが相互に連携し、総合的なチーム医療を提供することにより、患者がより健康で幸福な生活が送れるような医療の提供に努めている。

『地域医療連携委員会』においては、東京都歯科医師会、本学同窓会、さらに千代田区、中央区内の各歯科医師会から学外委員として参画していただき、地域医療機関と連携して良質で高度な医療の提供を行い、地域医療への貢献を図っている。また、併せて近隣総合病院との連携強化も促進し、訪問歯科診療、睡眠時無呼吸症候群患者の受入れ等を含めて、地域医療のより広い社会貢献に努めている。

また、日常取り組んでいる臨床についての相互理解を深め、大学病院としての先進的な情報提供を行うことを目的として、紹介医を招待した「水道橋病院医療連携報告会」を対面にて開催し、熱心な意見交換が行われた。懇親会での情報交換も活発に行われ、Web会議では実現できなかった生の声を拾うことができ、医療連携ネットワークの構築とフィードバックに活かすことができた。

市川総合病院では「地域完結型」の医療へと、病院全体での取り組みを継続して実施している。「地域医療支援病院」の指定要件である近隣医療機関からの紹介患者の受け入れ等の推進に引き続き取り組み、1年間を通じて、紹介率88.5%、逆紹介率92.6%という高い水準を維持している。

地域の医療従事者を対象とした研修会として「市川リレーションシップ」を6回開催した。また、新たな取り組みとして、タムス市川リハビリテーション病院との協働により「連携クロストーク」を開始し、医師・看護師・リハビリ職・薬剤師・栄養士等の多職種が参加する事例検討会を通じて、地域連携の強化を図った。また、地域で医療を提供されている医療職を講師に迎え、当院の職員を対象とした「地域連携セミナー」を1回開催した。コロナ禍で一時休会していた地域の介護支援専門員や訪問看護師との連携強化を目的とした「市川総合病院在宅療養支援ネットワーク協議会」については、前年度に再開しており、本年度も継続的に協議を実施した。

千葉歯科医療センターでは、前述の地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療に重点を置き、

地域住民に良質で安全な歯科医療を提供するとともに、在宅要介護者に対する診療の充実を図り、歯科訪問診療の推進を図っている。地域における高齢者の自立生活の支援やサービスの提供、ホスピタリティの向上に取り組み、近い将来においては、小児患者を対象とした訪問歯科診療の導入を検討している。また、当センターは心身障がい児（者）の歯科診療二次受入れ医療機関としての役割を果たしており、医療連携活動の一環としては、千葉県歯科医師会や郡市歯科医師会の口腔がん検診事業に歯科医師を派遣することで協力をしている。

医療連携の面では、令和3年3月の新センター開院後は、千葉県歯科医師会、郡市歯科医師会の会員や医療連携登録機関を対象とした講演会を交通アクセスの良い会場で開催し、多くの歯科医療関係者の参集を得ている。年2回開催する医療連携協議会での情報交換やセンター広報紙、パンフレットによるセンター情報の提供は、多くの医療機関に広く伝えられ、地域医療機関からの患者の紹介にも繋がり、今後も引き続き、歯科医師会や医療機関との緊密な医療連携、交流を図っていく。

3. 財務の概要

(1) 決算の概要

①貸借対照表関係

ア) 貸借対照表の状況と経年比較

令和7年度は、国際医療福祉大学への市川総合病院の譲渡に伴う土地、建物、医療機器などの資産の除却等により、対前年度比で、有形固定資産は、約118億4,600万円減少した。特定資産は、市川総合病院の譲渡に関連して減価償却特定資産が約143億3,400万円減少した一方、新たに奨学資金の充実のために第3号基本金特定資産を約130億円設定した。その他の固定資産を含めた固定資産合計では、約124億9,000万円減少した。流動資産は、市川総合病院教職員の退職に伴う退職金財団交付金にかかる未収入金の増などで約11億1,200万円増加した。資産の部合計では、約113億7,800万円の減少となった。負債の部は、借入金の返済による長期借入金の減少や未払金への振替による長期未払金の減少の一方、未払金の増加、賞与引当金の設定による増加もあった。負債の部合計では、約5,400万円の減少となった。

基本金については、市川総合病院の譲渡などにより第1号基本金が約309億1,100万円の減少となり、新たに第3号基本金を約130億円設定し、基本金合計では約178億4,700万円の減少となった。翌年度繰越収支差額は約65億2,300万円の増加となった。

財務比率について、対前年度比で、流動比率は長期未払金の未払金への振替により流動負債が増加し、30.9%の減少となったが、247.0%と高い水準を保っている。運用資産余裕比率は、市川総合病院教職員の退職金支出などによる運用資産の減少や市川総合病院を含めた経常支出の増加により12.9%減少の82.8%となった。積立率は、運用資産が減少したものの、市川総合病院の譲渡により減価償却累計額の減少があり、6.4%増加の78.5%となった。

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
固 定 資 産	68,414,884	69,767,101	71,459,350	71,163,378	58,673,280
流 動 資 産	10,349,577	10,281,972	9,769,377	9,795,862	10,907,783
資 産 の 部 合 計	78,764,461	80,049,073	81,228,727	80,959,240	69,581,063
固 定 負 債	7,094,449	6,815,070	7,369,392	6,955,745	6,010,753
流 動 負 債	3,584,013	3,203,250	3,492,121	3,525,000	4,416,004
負 債 の 部 合 計	10,678,463	10,018,320	10,861,513	10,480,745	10,426,757
基本金	80,934,075	81,027,551	80,519,989	81,066,190	63,219,334
繰越収支差額	△12,848,077	△10,996,797	△10,152,775	△10,587,694	△4,065,028
純資産の部合計	68,085,998	70,030,753	70,367,214	70,478,495	59,154,306
負債及び純資産の部合計	78,764,461	80,049,073	81,228,727	80,959,240	69,581,063

イ) 財務比率の経年比較

財務比率	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 流動比率	288.8%	321.0%	279.8%	277.9%	247.0%
2 総負債比率	13.6%	12.5%	13.4%	12.9%	15.0%
3 前受金保有率	368.3%	305.3%	303.3%	312.2%	319.4%
4 基本金比率	96.9%	97.4%	96.5%	97.1%	97.0%
5 運用資産余裕比率	83.5%	91.0%	93.9%	95.7%	82.8%
6 積立率	66.9%	68.1%	72.1%	72.1%	78.5%

※1. 流動比率	=	流動資産	／	流動負債
※2. 総負債比率	=	総負債	／	総資産
※3. 前受金保有率	=	現金預金	／	前受金
※4. 基本金比率	=	基本金	／	基本金要組入額
※5. 運用資産余裕比率	=	(運用資産－外部負債)／ 経常支出		
運用資産	=	特定資産＋有価証券（固定資産）＋有価証券（流動資産）＋現金預金		
外部負債	=	借入金＋学校債＋未払金＋手形債務		
※6. 積立率	=	運用資産	／	要積立額
要積立額	=	減価償却累計額(有形固定資産)＋退職給与引当金＋第2号基本金＋第3号基本金		

②事業活動収支計算書関係

ア) 事業活動収支計算書の状況と経年比較

令和7年度決算での教育活動収支差額は、対前年比で約2億8,200万円マイナスの約5億8,400万円の赤字となったが、教育活動外収支を含めた経常収支差額は対前年比で約1億8,400万円マイナスの約8,900万円の赤字に留まった。特別収支差額は、市川総合病院の譲渡による資産処分差額約106億円があり、約112億3,500万円の多額の赤字となり、全体の基本金組入前当年度収支差額は約113億2,400万円の赤字で、前年と比べると約114億3,500万円の減少となった。

事業活動収入計は約329億9,400万円で、対前年比で約34億5,700万円の増加となった。市川総合病院教職員の退職による退職金財団交付金などの増加で雑収入が約23億1,200万円の増、医療収入が約7億6,700万円の増、経常費等補助金が医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業による補助金増などで約2億9,700万円の増となったことが主な要因である。

一方、事業活動支出計は約443億1,800万円となり、対前年比では約148億9,200万円の増加となった。なお、特別支出を除く経常支出は約330億3,200万円で、対前年比約36億5,500万円の増加となった。市川総合病院の譲渡などにより資産処分差額が約105億6,400万円の増加となったほか、市川総合病院教職員の退職金などで人件費が約28億9,200万円の増、薬品費、診療材料費の増加などで医療経費が約6億2,300万円の増、学校法人会計基準の改正で今年度から設定された賞与引当金の特別繰入額で、その他の特別支出が約6億7,300万円の増となったことが主な要因である。

基本金組入額は、今年度新たに奨学資金の充実のために第3号基本金約130億円を設定するなど約139億1,300万円を組み入れた。また、新たな固定資産の取得額から除却および廃棄する固定資産の額を差し引く第1号基本金の組入額の主な要因は水道橋校舎隣接地の土地の取得、水道橋校舎のトイレ増設工事、照明LED化工事などである。第4号基本金組入額は、恒常的に保持すべき資金を組み入れた。基本金取崩額は、市川総合病院の譲渡により大きく取崩となり、約317億6,000万円を計上した。

令和3年度においては、千葉校舎の解体による資産処分差額があり、特別収支差額で約16億8,300万円のマイナスとなったが、全体の収支差額は約1億900万円の黒字となった。令和3～5年度は新型コロナ関連補助金などにより経常費等補助金が増加し、収入増に寄与していた。令和5年度は物価高騰の影響などもあり、経常収支差額、全体の収支差額共に減少した。令和6年度も

全国的な賃上げ状況や物価高騰の影響などで教育活動収支差額がマイナスに転じたが、経常収支差額、全体の収支差額は黒字を維持した。受取利息・配当金は、近年の金利上昇を受け、毎年増加している。

財務比率について、人件費比率は42～45%で推移していたが、令和7年度は退職金の支出が大きくなり49.6%と大きく増加した。医療経費比率は、年々増加しており令和3年度の31.8%から令和7年度は35.3%となっている。経常収支差額はこれまで黒字を維持していたが、令和7年度にマイナスに転じその比率は△0.3%となった。事業活動収支差額比率は、令和7年度は市川総合病院の譲渡による資産処分差額が大きくなり、△34.3%と大きく減少した。

(単位:千円)

科 目			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育活動収支	事業活動収入の部	1. 学 生 生 徒 等 納 付 金	4,890,994	4,856,633	4,831,462	4,878,051	4,803,123
		2. 手 数 料	51,937	45,188	44,536	50,863	47,270
		3. 寄 付 金	69,101	58,217	42,832	37,928	55,833
		4. 経 常 費 等 補 助 金	2,853,664	2,514,672	1,350,988	977,512	1,274,377
		5. 付 随 事 業 収 入	188,727	224,044	184,540	142,150	202,268
		6. 医 療 収 入	20,587,930	20,921,869	21,534,159	22,259,496	23,026,692
		7. 雑 収 入	717,683	926,607	675,147	716,492	3,028,870
		教 育 活 動 収 入 計	29,360,036	29,547,230	28,663,664	29,062,492	32,438,434
	事業活動支出の部	1. 人 件 費	12,531,606	12,921,183	12,861,482	13,455,953	16,348,334
		2. 教 育 研 究 経 費	12,109,280	12,123,450	12,646,657	12,918,350	13,749,369
		＜ 教 育 研 究 経 費 ＞	<5,555,366>	<5,345,091>	<5,350,969>	<5,419,827>	<5,627,469>
		＜ 医 療 経 費 ＞	<6,553,913>	<6,778,359>	<7,295,688>	<7,498,523>	<8,121,900>
		3. 管 理 経 費	3,243,872	2,723,213	2,913,335	2,987,675	2,919,998
4. 徴 収 不 能 額 等		94	395	1,939	2,987	4,951	
教 育 活 動 支 出 計	27,884,851	27,768,240	28,423,414	29,364,965	33,022,652		
教 育 活 動 収 支 差 額			1,475,185	1,778,989	240,250	△302,473	△584,218
教育活動外収支	収入の部	1. 受 取 利 息 ・ 配 当 金	5,046	20,069	35,284	75,752	179,105
		2. そ の 他 の 教 育 活 動 外 収 入	330,201	169,791	173,165	334,254	325,490
		教 育 活 動 外 収 入 計	335,247	189,860	208,449	410,005	504,595
	支出の部	1. 借 入 金 等 利 息	18,230	16,123	14,040	11,906	9,798
		2. そ の 他 の 教 育 活 動 外 支 出	2	174	106	616	6
		教 育 活 動 外 支 出 計	18,232	16,297	14,145	12,522	9,804
教 育 活 動 外 収 支 差 額			317,016	173,564	194,304	397,483	494,791
経 常 収 支 差 額			1,792,201	1,952,553	434,553	95,011	△89,428
特別収支	収入の部	1. 資 産 売 却 差 額	-	-	-	11,299	105
		2. そ の 他 の 特 別 収 入	97,819	34,353	61,197	53,823	51,101
		特 別 収 入 計	97,819	34,353	61,197	65,122	51,205
	支出の部	1. 資 産 処 分 差 額	1,777,272	39,646	154,031	45,644	10,610,132
		2. そ の 他 の 特 別 支 出	3,409	2,505	5,259	3,208	675,835
		特 別 支 出 計	1,780,681	42,151	159,290	48,852	11,285,967
特 別 収 支 差 額			△1,682,862	△7,798	△98,092	16,270	△11,234,762
基 本 金 組 入 前 当 年 度 収 支 差 額			109,339	1,944,755	336,461	111,281	△11,324,189
基 本 金 組 入 額 合 計			△1,246,848	△1,332,333	△219,189	△957,178	△13,913,111
当 年 度 収 支 差 額			△1,137,509	612,422	117,272	△845,897	△25,237,301
前 年 度 繰 越 収 支 差 額			△11,731,323	△12,848,077	△10,996,797	△10,152,775	△10,587,694
基 本 金 取 崩 額			20,755	1,238,858	726,751	410,977	31,759,967
翌 年 度 繰 越 収 支 差 額			△12,848,077	△10,996,797	△10,152,775	△10,587,694	△4,065,028

(参 考)

事 業 活 動 収 入 計	29,793,102	29,771,443	28,933,310	29,537,620	32,994,234
事 業 活 動 支 出 計	29,683,763	27,826,688	28,596,849	29,426,339	44,318,423

※科目ごとに千円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。

イ) 財務比率の経年比較

財務比率	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 人件費比率	42.2%	43.5%	44.5%	45.7%	49.6%
2 教育研究経費比率	40.8%	40.8%	43.8%	43.8%	41.7%
3 教育研究経費比率(2)	18.7%	18.0%	18.5%	18.4%	17.1%
4 管理経費比率	10.9%	9.2%	10.1%	10.1%	8.9%
5 学生生徒等納付金比率	16.5%	16.3%	16.7%	16.6%	14.6%
6 医療収入比率	69.3%	70.4%	74.6%	75.5%	69.9%
7 医療経費比率	31.8%	32.4%	33.9%	33.7%	35.3%
8 教育活動収支差額比率	5.0%	6.0%	0.8%	-1.0%	-1.8%
9 経常収支差額比率	6.0%	6.6%	1.5%	0.3%	-0.3%
10 事業活動収支差額比率	0.4%	6.5%	1.2%	0.4%	-34.3%

- ※1. 人件費比率 = 人件費 / 経常収入
 ※2. 教育研究経費比率 = 教育研究経費 / 経常収入
 ※3. 教育研究経費比率(2) = (教育研究経費－医療経費) / 経常収入
 ※4. 管理経費比率 = 管理経費 / 経常収入
 ※5. 学生生徒等納付金比率 = 学生生徒等納付金 / 経常収入
 ※6. 医療収入比率 = 医療収入 / 経常収入
 ※7. 医療経費比率 = 医療経費 / 医療収入
 ※8. 教育活動収支差額比率 = 教育活動収支差額 / 教育活動収入
 ※9. 経常収支差額比率 = 経常収支差額 / 経常収入
 ※10. 事業活動収支差額比率 = 基本金組入前当年度収支差額 / 事業活動収入

③資金収支計算書関係

ア) 資金収支計算書の状況と経年比較

学校法人会計で資金収支計算書を作成する目的は、第一に当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容を明らかにすること、第二に当該会計年度での支払資金の収入と支出とその顛末を明らかにすることである。当該年度はもとより、前年度以前あるいは次年度以降の諸活動に関する資金も含め、当該会計年度の中で実際に動きのあった全ての支払資金（現金預金）の収支の動きを明らかにするため調整項目を設けている。また、その他の収入・資産運用支出の科目は、繰り返し発生する年中の資金の出入りを総額で表示しているため大きな額となっている。

令和7年度の（収入の部）では、補助金収入は私立大学等経常費補助金のほか、医療機関等における賃上げ・物価上昇の補助金があり、対前年で約2億8,800万円の増となった。医療収入は対前年では入院・外来とも増収となり、約7億6,700万円増となった。受取利息・配当金収入は、近年の金利上昇を受け、約1億300万円増加している。雑収入では、市川総合病院教職員の退職に伴う退職金財団交付金の増加により約23億500万円と大きく増加した。前受金収入は、大学・短期大学の令和8年度入学生からの学納金ほかである。その他の収入は、各特定資産からの繰入収入、前期末未収入金収入、貸付金回収収入などである。以上、収入の総額から資金収入調整勘定の期末未収入金・前期末前受金などを差し引き、前年度繰越支払資金約38億3,800万円を加えた収入の部合計は、約496億9,800万円となった。

（支出の部）では、対前年比で、人件費は約33億5,800万円の増となり、主に市川総合病院教職員の退職金支出の増加によるものである。教育研究経費は、医療経費で薬品費、診療材料費が増加となり、約8億円の増となった。管理経費は前年に市川総合病院の特定共同指導返還額を計上していたこともあり、約5,300万円の減となった。

施設関係支出は、水道橋校舎隣接地の購入や水道橋校舎でのトイレ増設工事、照明LED化工事などで対前年比約5億3,100万円の増加に、設備関係支出は、医療機器の減少などで対前年比約7億4,700万円の減少となった。資産運用支出は、第3号基本金引当特定資産、退職給与引当特定資産、減価償却引当特定資産への繰入支出などを表示している。その他の支出は、貸付金支払支出、前期末未払金支払支出などである。以上、支出総額から資金支出調整勘定の期末未払金等を差し引いた支出の部小計は、約457億4,200万円となり、支払資金約39億5,600万円が次年度へ繰越となった。

令和3～5年度にかけては新型コロナ関連補助金により経常費等補助金は例年より増加していた。令和7年度は、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業による補助金増などで前年比約2億8,800万円の増となった。医療収入は年々増加傾向で、令和7年度は令和3年度に比べ約24億3,900万円増加したが、人件費や教育研究経費の中の医療経費も増加傾向が続いており、令和7年度の医療経費は令和3年度に比べて約15億9,200万円の増、人件費は約42億5,500万円の増となっている。

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(収 入 の 部)					
1. 学 生 生 徒 等 納 付 金 収 入	4,890,994	4,856,633	4,831,462	4,878,051	4,803,123
2. 手 数 料 収 入	51,937	45,188	44,536	50,863	47,270
3. 寄 付 金 収 入	80,089	58,212	40,605	35,728	69,062
4. 補 助 金 収 入	2,915,348	2,524,157	1,397,121	1,009,610	1,298,057
5. 資 産 売 却 収 入	-	-	106	49,916	842
6. 付 随 事 業 ・ 収 益 事 業 収 入	518,890	393,835	357,705	476,404	524,984
7. 医 療 収 入	20,587,930	20,921,869	21,534,159	22,259,496	23,026,692
8. 受 取 利 息 ・ 配 当 金 収 入	5,046	20,069	35,284	75,752	179,105
9. 雑 収 入	719,777	929,877	677,598	725,835	3,030,927
10. 借 入 金 等 収 入	-	-	-	-	-
11. 前 受 金 収 入	1,198,039	1,248,444	1,261,608	1,229,563	1,238,682
12. そ の 他 の 収 入	25,101,414	37,067,733	22,459,589	46,266,523	18,697,565
13. 資 金 収 入 調 整 勘 定	△5,246,730	△5,699,885	△5,139,632	△4,996,737	△7,056,885
14. 前 年 度 繰 越 支 払 資 金	3,821,015	4,429,039	3,811,029	3,826,899	3,838,314
収 入 の 部 合 計	54,643,748	66,795,171	51,311,170	75,887,903	49,697,739
(支 出 の 部)					
1. 人 件 費 支 出	12,485,122	12,896,047	12,841,739	13,382,657	16,740,220
2. 教 育 研 究 経 費 支 出	9,857,392	9,853,969	10,430,398	10,610,698	11,411,172
3. 管 理 経 費 支 出	2,862,406	2,343,974	2,569,405	2,627,571	2,574,740
4. 借 入 金 等 利 息 支 出	18,230	16,123	14,040	11,906	9,798
5. 借 入 金 等 返 済 支 出	289,280	289,280	289,280	289,280	289,280
6. 施 設 関 係 支 出	941,246	1,226,898	377,663	149,752	680,745
7. 設 備 関 係 支 出	869,158	972,076	1,798,559	1,293,053	546,474
8. 資 産 運 用 支 出	23,019,488	34,896,789	20,119,002	43,214,988	13,521,208
9. そ の 他 の 支 出	1,693,442	2,099,562	1,688,879	2,175,867	1,911,881
10. 資 金 支 出 調 整 勘 定	△1,821,054	△1,610,576	△2,644,693	△1,706,183	△1,943,826
11. 次 年 度 繰 越 支 払 資 金	4,429,039	3,811,029	3,826,899	3,838,314	3,956,048
支 出 の 部 合 計	54,643,748	66,795,171	51,311,170	75,887,903	49,697,739

※科目ごとに千円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。

イ) 活動区分資金収支計算書の状況と経年比較

教育活動収支差額は年々減少しているが、令和7年度は市川総合病院教職員の退職金財団交付金の期末未収入金が大きな額となり、約3,900万円のマイナスに転じている。施設整備等活動資金収支差額は、令和7年度は市川総合病院の譲渡による資産の減少で、減価償却引当特定資産の取崩収入などで、約129億4,400万円のプラスとなっている。その他の活動資金収支差額は、令和7年度に新たに第3号基本金引当特定資産の繰入支出があり、約127億8,700万円の大きなマイナスが生じている。

(単位: 千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育活動による資金収支					
教育活動資金収入計	29,357,262	29,545,332	28,658,527	29,057,253	32,434,523
教育活動資金支出計	25,201,509	25,091,311	25,836,177	26,617,102	30,725,884
差 引	4,155,752	4,454,021	2,822,349	2,440,151	1,708,638
調整勘定等	99,900	△831,720	716,694	6,339	△1,747,938
教育活動資金収支差額	4,255,652	3,622,302	3,539,043	2,446,490	△39,300
施設整備等活動による資金収支					
施設整備等活動資金収入計	16,419,893	26,127,077	17,526,840	41,442,141	14,857,391
施設整備等活動資金支出計	19,937,968	30,178,456	21,857,676	43,716,123	1,725,971
差 引	△3,518,075	△4,051,379	△4,330,836	△2,273,982	13,131,421
調整勘定等	△73,610	△27,766	984,409	△190,048	△187,249
施設整備等活動資金収支差額	△3,591,685	△4,079,145	△3,346,427	△2,464,030	12,944,172
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)	663,966	△456,843	192,616	△17,540	12,904,872
その他の活動による資金収支					
その他の活動資金収入計	5,275,138	7,222,008	702,692	1,439,812	655,840
その他の活動資金支出計	5,331,033	7,383,068	879,452	1,390,899	13,445,337
差 引	△55,895	△161,060	△176,761	48,912	△12,789,497
調整勘定等	△47	△107	14	△19,957	2,359
その他の活動資金収支差額	△55,942	△161,167	△176,747	28,955	△12,787,138
支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)	608,025	△618,010	15,869	11,416	117,734
前年度繰越支払資金	3,821,015	4,429,039	3,811,029	3,826,899	3,838,314
翌年度繰越支払資金	4,429,039	3,811,029	3,826,899	3,838,314	3,956,048

※科目ごとに千円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。

ウ) 財務比率の経年比較

財務比率	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 教育活動資金収支差額比率	14.5%	12.3%	12.3%	8.4%	-0.1%

※1. 教育活動資金収支差額比率 = 教育活動資金収支差額比率 / 教育活動資金収入計

(2) その他

①資産運用の状況

資産の運用については、安全性を重視し、流動性、収益性の観点を考慮して行うこととしており、施設設備整備、経常的経費などへの活用を目的としている。令和7年度には新たに学生への奨学資金の給付を目的とした学校法人東京歯科大学教育振興基金を設定し、第3号基本金引当特定資産としての運用を開始することとした。今後の当面の運用方針としては、これまでの定期預金に加え、公社債・金融債などの債券等を対象とし、資金の約18%を1年以内の定期預金等、約15%を2年以内の公社債・定期預金等、残り約67%は2～10年の中期的な運用資金とするポートフォリオを定めている。

資産運用にあたっては、資金運用管理規程、資金運用に関する取扱要領を定め、理事長あるいは担当業務執行理事の決裁により運用を実施することとし、理事長は定期的に理事会、評議員会に報告することとしている。

令和7年度の運用の概況

(千円)

勘定科目		貸借対照表 計上額	時 価
第3号基本金引当特定資産	定期預金	11,000,000	—
第3号基本金引当特定資産	債券	2,000,000	1,847,302
退職給与引当特定資産	定期預金	114,324	—
退職給与引当特定資産	債券	4,900,119	4,775,833
退職給与引当特定資産	株式	16,859	135,162
減価償却引当特定資産	定期預金	3,931,519	—
減価償却引当特定資産	債券	4,826,098	4,794,855

当年度の受取利息・配当金・・・179,105千円

②学校債の状況 該当無し

③寄付金の状況

(千円)

項目	金額	項目	金額
現物寄付（科研費等）	14,192	一般・特別寄付金	6,460
奨学研究寄付金	41,849	施設設備寄付金	16,560
アイバンク寄付金	4,193		

④補助金の状況

(千円)

項目	金額	項目	金額
経常費等補助金	819,359	その他国庫補助金	256,444
授業料等減免費交付金	70,303	その他地方補助金	59,539
歯科・医科臨床研修費補助金	68,731	施設・設備等補助金	23,680

令和7年度は、主な補助金となる私立大学等経常費補助金のほか、多子世帯への支援が拡充した授業料等減免費交付金が大きく増加した。また、医療機関等における賃上げ・物価支援事業による補助金が約2億5,000万円となり、補助金総額を押し上げた。

⑤収益事業の状況

収益事業は、寄附行為において、不動産貸付業を規定して、土地や建物の賃貸事業を行っている。

令和7年度について、不動産賃貸収入は約4億8,700万円で、建物賃貸収入が約7,300万円、土地賃貸収入が約4億1,300万円、一方、営業費用は約9,500万円で、うち租税公課が約7,700万円となっている。経常利益は、約3億9,300万円となり、学校会計繰入金約3億2,300万円を学校法人会計へ繰り入れ、法人税・事業税を約7,100万円計上した。以上の結果により、当期利益を0円とし、前期繰越利益、当期未処分利益も0円とした。

令和4年度は、テナント立退料などで雑損失が増加し、学校会計繰入金は約1億7,000万円に留まった。令和5年度は、本館隣の南棟の解体費用で営業費用が増加し、学校会計繰入金は約1億7,300万円となった。令和6年度以降は臨時的な支出が減少し、学校会計繰入金は3億円を超える水準となっている。

◎損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1. 営業損益の部					
(1) 営業収益	497	464	442	485	487
(2) 営業費用	117	103	199	88	95
営業利益 (1)－(2)	381	361	243	397	392
2. 営業外損益の部					
(1) 営業外収益	15	6	1	8	1
(2) 営業外費用	－	160	－	－	－
経常利益	395	207	244	406	393
特別損失	－	－	26	－	－
学校会計繰入前当期利益	395	207	217	406	393
学校会計繰入金	330	170	173	334	323
税引前当期利益	65	38	44	72	71
法人税・事業税	65	38	44	72	71
当期利益	－	－	－	－	－
前期繰越利益 (△損失)	－	－	－	－	－
当期未処分利益 (△未処理損失)	－	－	－	－	－

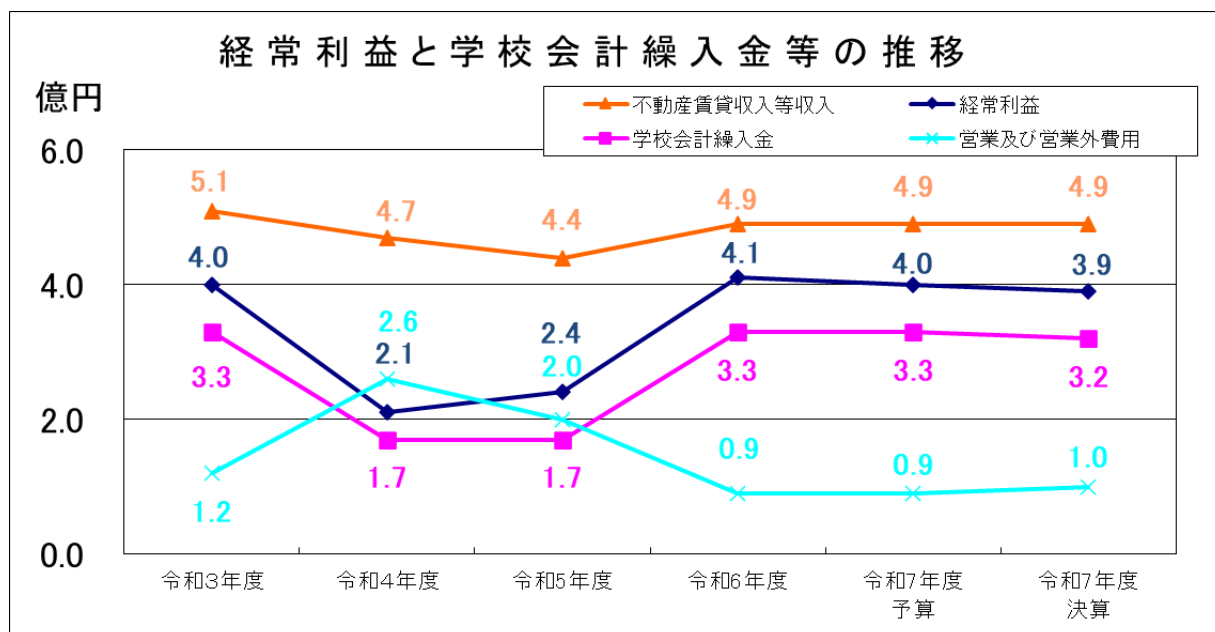
※科目ごとに百万円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。

◎貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1. 資産の部					
流動資産	19	8	13	16	12
固定資産	2,084	3,076	3,045	3,041	3,048
資産合計	2,103	3,084	3,059	3,057	3,060
2. 負債及び純資産の部					
流動負債	1,801	1,813	1,788	1,786	1,789
固定負債	251	230	230	230	230
負債合計	2,051	2,044	2,018	2,016	2,019
元入金	52	1,041	1,041	1,041	1,041
純資産合計	52	1,041	1,041	1,041	1,041
負債・純資産合計	2,103	3,084	3,059	3,057	3,060

※科目ごとに百万円未満で四捨五入しているため、合計などにおいて差異が生じる場合がある。



（３）経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

令和７年度の経営状況について、貸借対照表では、資産が約 696 億円、負債が約 104 億円、純資産が約 592 億円で、学校法人の資金調達源泉を分析する純資産構成比率（純資産／（負債＋純資産））は、令和７年度は 85.0%となり、前年度より 2.1%減少した。市川総合病院の譲渡による資産の処分による減少が影響している。運用資産は、令和７年度決算で特定資産・経常資金を合わせて約 310 億円（借入金を除く正味資金は約 297 億円）で、令和３年度からは約 33 億円（約 45 億円）増加しており、積立率も令和３年度の 66.9%から令和７年度には 78.5%に上昇している。今後の施設・設備の整備計画や維持更新費、奨学資金の充実などを踏まえた資金計画を策定するための一定の資金を確保している。

施設設備関係支出の推移では、令和３年度は約 18 億円、以降は約 22 億円、約 22 億円、約 14 億円そして令和７年度は約 12 億円と推移している。令和７年度は水道橋校舎新館・さいかち坂校舎のトイレ増設工事、本館・別館の照明 LED 化工事、大学の高分解能ショットキー走査電子顕微鏡、市川総合病院の手術・重症病棟支援システム、本館隣接地の土地購入など約 23 億円の施設設備関係支出当初予算を組んでいたが、大学の高分解能ショットキー走査電子顕微鏡などは未実施となった。

令和７年度の事業活動収支では、国際医療福祉大学への市川総合病院の譲渡により、退職金の増加（前年比約＋29 億円）と退職金財団交付金収入（同約＋23 億円）の増加があり、また、特別支出において資産処分差額が大きく増加（同約＋106 億円）した。また今年度から引当金計上した賞与引当金について、特別支出において賞与引当金特別繰入額を計上（同約＋6.8 億円）し、人件費の賞与引当金繰入額では、譲渡により退職する市川総合病院教職員分を除いた約 2.7 億円を計上した。その他、経常費等補助金（前年比約＋3 億円）や医療収入（同約＋7.7 億円）が増加したものの、教育研究経費（同約＋2.1 億円）や医療経費（同約＋6.2 億円）も増加し、経常収支差額は対前年で約 1.8 億円減少の約 8,900 万円の赤字となった。経常収支差額比率は、令和４年度までは 6%ほどで推移していたが令和５年度以降 1.5%、0.3%、令和７年度には▲0.3%とマイナスに転じた。令和５年度以降、市川総合病院の赤字額が増加しており、令和７年度も薬品費・診療材料費など医療経費の増加などにより大きな赤字となったこと、また、令和７年度は、市川総合病院の譲渡により、退職金支出の増加なども主な要因となっている。

経営上の成果・課題、今後の方針等に関して、市川総合病院では、新型コロナウイルス感染症の流行以降、病床稼働率や外来患者数の減少など収入が減少し、その後しばらくは新型コロナ関連補助金収入などで、収支状況を維持していたが、その後の物価高騰や全国的な賃上げ情勢も踏まえ令和５年度以降は多額の赤字を計上するようになっていた。令和７年度、学校法人国際医療福祉大学への市川総合病院の事業譲渡を決定し、今後の財政基盤の安定化を図ることとしている。今後は、学校法人国際医療福祉大学との協定締結による市川総合病院での歯科医学教育環境も踏まえ、大学・短期大学での教育施設・設備の充実、AI を含めたデジタル・デンティストリーを活用した教育の推進、学生に対する奨学資金支援体制の拡充など教育環境の充実を推進していく。大学では令和７年度以降、新館・さいかち坂校舎のトイレ増設工事や空調増設工事を実施し、さらなる学生生活の充実を図っていく。また、水道橋校舎では本館、さいかち坂校舎、新館

など順次照明器具のLED化工事を実施し、建物の省エネ化も推進していく。水道橋病院では令和6年度に医療情報システムを導入し、より円滑な病院運営・患者サービスの向上を推進している。また、臨床教育面においては、医療DX推進の観点も踏まえ、引き続きデジタル・デンティストリー分野の充実を図り、学生の臨床実習ならびに歯科医師臨床研修における研修機能の強化に取り組んでいる。千葉歯科医療センターでは、地域密着型の医療機関として、口腔外科領域疾患等の治療に関しては、本学附属病院との医療連携を推進し、また、地域包括ケアシステムの構築に重点を置き、在宅要介護者に対する診療の充実を図り、個人宅だけでなく、特別養護老人ホーム等への歯科訪問診療を積極的に注力する。令和5年度から診療時間・勤務体制を変更し業務の効率化を図っており、今後も引き続き効率的な運営体制に取り組んでいく。また、千葉校舎では病院棟・実習講義棟他の解体工事跡地について、学生の部活動や学生生活の支援充実のための大学施設としての整備充実を図っていく。

今後も本学の歯科医学教育の発展に寄与するべく、水道橋、千葉の各キャンパスの施設・設備の整備を推進し、財政計画の方針等の点検を推進する。

4. 学校法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備 及び運用状況の概要

（１）関係する決議の概要

令和 6 年 11 月 28 日の理事会において「学校法人東京歯科大学内部統制システム基本方針」を決議。決議の概要は以下の通り。

① 経営に関する管理体制

理事会は、法令及び寄附行為に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。また、議事録等の適切な作成、保存及び管理に努めるとともに、内部監査部門を置き、業務の適正及び効率性を確保する。

② リスク管理に関する体制

リスク管理に関する規程を整備し、担当理事を責任者とするリスク管理体制を構築するとともに、個人情報の保護と適切な管理を行う。

リスクの統括管理については、担当を決め、重要リスクの適切な管理状況を理事会等に報告する。本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、対策等必要事項を決定するとともに、リスク管理体制の見直しに努める。また、災害等の緊急時に備え、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、規程等を定めるとともに、必要な措置を講じる。

③ コンプライアンスに関する管理体制

コンプライアンスに関する規程を定め、その意識の醸成と定着を推進するため、関係役職員への教育等を継続して実施、周知徹底を図る。

匿名相談できる通報窓口を常設して、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。

内部監査部門は、コンプライアンスの観点から監査し報告する。理事等は、監査結果を踏まえ改善を検討する。

違反等の行為が発見された場合には、迅速に状況を把握するとともに、適正に対応する。

④ 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

監事は、重要会議への出席及び重要書類の閲覧等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性について、並びに内部統制システム整備の決議内容等の適正性について監査を行うとともに、重要書類等の情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。監事が補助職員を置くことを求めた場合、法人はその配置することを検討するとともに、補助職員の指揮命令を明確にする。

理事又は職員等は、著しい法令違反行為等を発見したときは、直ちに理事長及び監事等に報告する。また、監事等から職務執行状況等について報告を求められた場合、速やかにこれに応じる。なお、この報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けない。

理事長は、定期的に監事と意見交換を図り、相互認識を深める。

監事が職務の執行にかかる費用を請求したときは、原則として速やかにこれに応じる。

（２）体制整備及び運用状況の概要

① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令および学校法人東京歯科大学文書取扱要領等に則り、文書等の保存を行っている。また、個人情報に関しては、学校法人東京歯科大学個人情報保護規程に則り対応している。

② 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

学校法人東京歯科大学リスク管理規程に則り、各部局が所管業務に付随するリスクを認識、評価する仕組みを整備し、事前に予防する体制を構築している。また、理事会のもと組織横断的にリスク管理状況を監督するとともに、危機事象が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、対策本部を設置して対処するとともに、リスク管理委員会において再発防止策を策定することとしている。

③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定期的に開催する理事会、業務執行理事会のほか、必要に応じて臨時に理事会等を開催し、重要事項の決定等を機動的に行っている。理事会では、定期的に業務執行理事からの報告を受け、中期計画や予算決算等重要事項の進捗管理等を行っている。

④ 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制

学校法人東京歯科大学コンプライアンス規程に則り、コンプライアンスをより一層推進するための体制の整備に必要な事項を定めるとともに、本法人の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することとしている。また、教職員の職務の執行状況は、必要に応じ内部監査室による監査を行い、その結果のフィードバックと理事会および監事への報告を行うこととしている。

⑤ 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事はその職務を補助すべき職員が必要と認めた場合、学校法人東京歯科大学監事監査規程に則り、その配置を求めることができる。その場合の職員は監事の指揮下に置かれる。また、監事は、理事の職務の執行に関する監査を行うため、理事会及および業務執行理事会に出席している。理事及び教職員は、本学に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監事に報告することとしている。

監事は、理事長等と定期的に会合を持ち、本学が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換しており、内部監査室は監査終了後速やかに監査結果について報告している。

監事の職務の執行について生ずる費用等については、監事監査規程に基づき処理することとしている。

⑥ 業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要

１．コンプライアンス

学内規程を整備し周知するほか、各種研修会等を通じて、教職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施し、法令および寄附行為を遵守するための取組を継続的に行っている。

２．リスクマネジメント

原則として毎月開催される業務執行理事会において、運営上の課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議するとともに、情報を共有している。

3. 内部監査体制

内部監査計画に基づき業務監査および公的研究費監査等を実施し、業務等の適正化に努めている。内部監査の結果は監事および理事会に報告するとともに、関係部門へフィードバックし、必要に応じ改善指示や改善状況のフォローアップを行っている。

附属明細書

該当事項はない。